

学校・教育委員会が 実践する教育の質を高める 働き方改革推進プラン (令和8年3月改定)

令和8年3月
世田谷区教育委員会

目次

1	プランの改定について	3
2	教員の働き方の背景	5
3	プランの策定	27
4	プラン策定の基本的な考え方	43
5	緊急対策プラン	51
6	基本的な考え方に基づく取組み	64
7	プランの目標	87
8	プランの推進体制	96

1 プランの改定について

1 プランの改定について

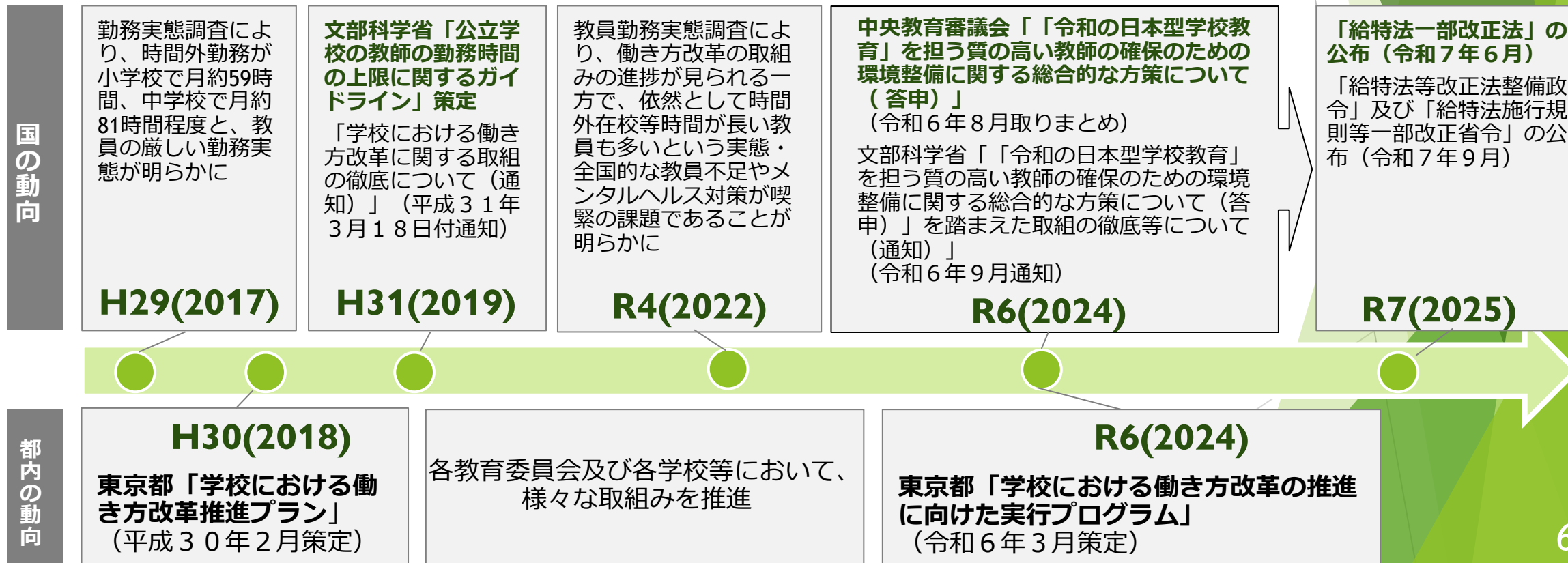
- ▶ 教員がその専門性を十分に発揮し、授業準備や子どもと向き合うための時間を確保できるようにするとともに、教育現場を担う若者たちへ教員という職の魅力や働きがいを訴求する新たな環境づくりを実現し、ひいては、それが教育の質の向上及び持続可能な学校運営につながるようにしていくため、教育委員会では令和7年3月に「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定した。
- ▶ 一方、同年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「給特法等一部改正法」という。）の公布や、それに基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の全部改正等により、教員を取り巻く環境整備をより一層推進していくことが求められている。
- ▶ 給特法等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第1項において、区教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めるものとされており、同指針ではその具体的な内容及び実施方法については、指針の内容に即して、地域の実情に応じて決めるものとされている。
- ▶ これを踏まえ、世田谷区教育委員会では本プランを改定し、指針の示す内容を盛り込むとともに、更に本プラン策定以降の各取組みの進捗を踏まえ、取組み内容をより効果的なものとするために見直しを行った。

2 教員の働き方の背景

2 教員の働き方の背景

(1) 国・東京都の動向①

- ▶ 平成29年度の勤務実態調査を起点に、学校における働き方改革について様々な取組が進められてきたが、令和4年度の同調査で改めて課題が明らかになったことを受け、令和6年度に中央教育審議会・文部科学省・東京都それぞれから、改めて学校における働き方改革に係る方針が打ち出された。令和7年6月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）の改正が公布され、9月には政令および省令の改正が公布された。



2 教員の働き方の背景

(1) 国・東京都の動向②

- ▶ 令和6年度に打ち出された東京都の方針、および令和7年度に打ち出された文部科学省の給特法改正におけるポイントは以下の通り。

国の方針

文部科学省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和7年6月18日付7文科初第793号）

学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、以下の措置を一括して講ずるものとしている。

- 教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務付け
- 学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職の創設
- 教職調整額の基準となる額について、給料月額の4%から10%への引上げ（段階的な引き上げ）

また、国は時間外在校等時間の削減に関する措置（給特法等一部改正法附則第3条関係）に基づき、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校の教育職員の時間外在校等時間を年間360時間程度、ひと月あたり平均30時間程度に削減することを目標としている。

都の方針

東京都「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（令和6年3月）

- 東京都教育委員会は、教員が健康で生き生きと子供たちと向き合うことができるよう、令和8年度までを期間とし、9つの成果指標及び目標値を設定して、集中的に取り組んでいくこととした。

2 教員の働き方の背景

(1) 国・東京都の動向③

- ▶ 令和7年6月給特法改正が公布され、同年9月に政令および省令の改正が公布された。
- ▶ 給特法の改正により、教育委員会は「文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針」に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、実施するものとされた（指針のポイントは次ページを参照）。
- ▶ 指針では同計画に「時間外在校等時間に係る目標」を定めることのほか、業務量管理・健康確保措置の具体的な内容を記載することや、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに「総合教育会議」に報告することなどが定められている。
- ▶ 「サービス監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置」については、「学校と教師の業務の3分類」（10ページ参照）を踏まえた業務分担の見直しや適正化などが挙げられているが、指針ではその具体的な内容及び実施方法は、地域の実情に応じて定めるものとしている。
- ▶ また、指針では「実施計画の策定に当たっては、業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等があるときは、本指針に即した内容にしつつ、当該計画等を活用することも考えられるものであること」とあることから、世田谷区では「1プランの改定について」に記載のとおり、本プランを改定し、指針の示す内容を盛り込むとともに、更に本プラン策定以降の各取組みの進捗を踏まえ、取組み内容をより効果的なものとするために見直すこととした。

2 教員の働き方の背景

公立学校教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正)のポイント

別添 3-2

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
- ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度とすることを目指す
- ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

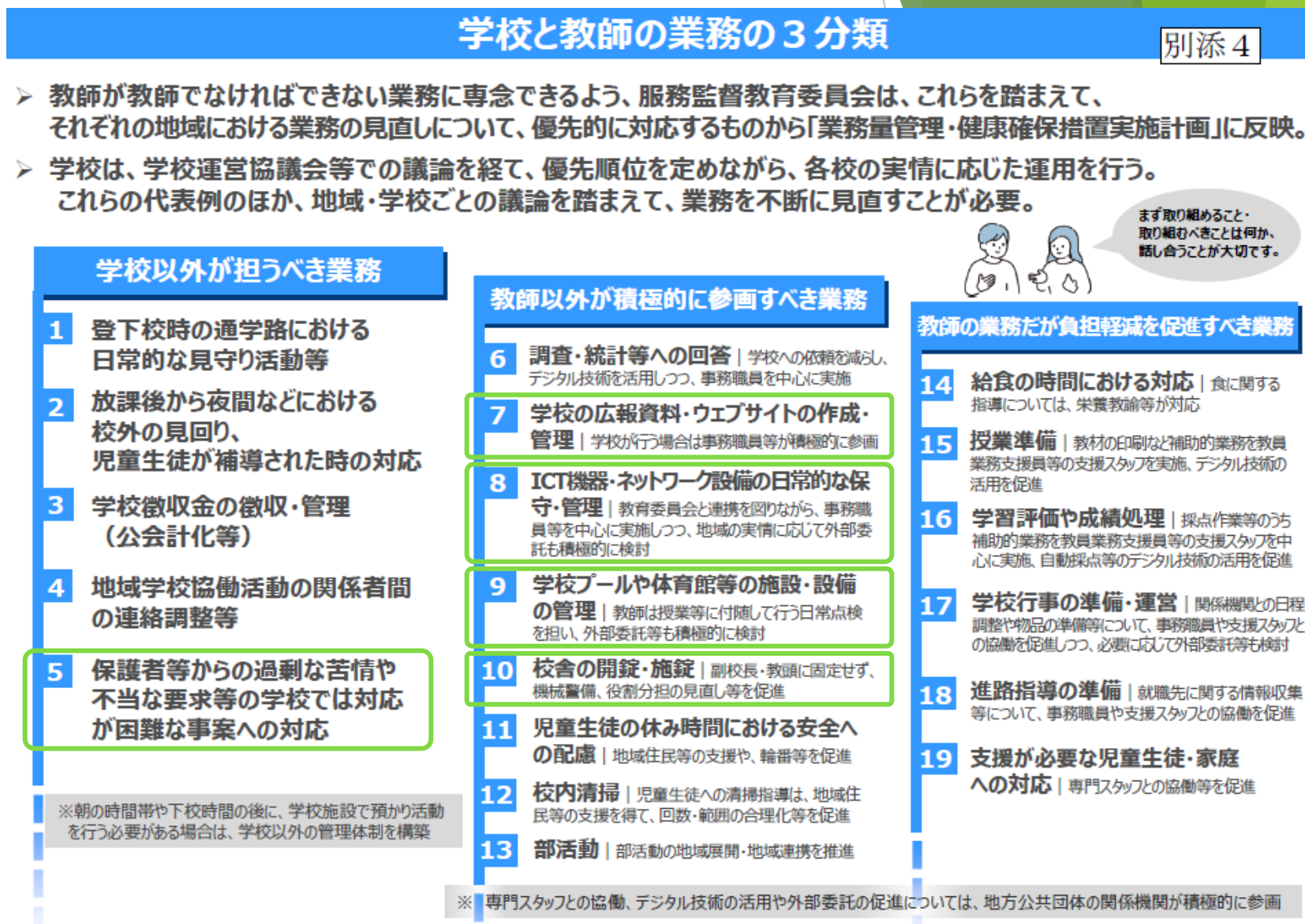
出所)令和7年9月26日付「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)」(7文科初第1404号)
https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_05.pdf

2 教員の働き方の背景

(1)国・東京都の動向④

- ▶ 令和7年9月の政令および省令の改正の公布にあわせて、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針の「学校と教師の業務の3分類」が改定され、「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」に5つの業務が追加された。

※右の資料内、緑枠で囲まれた項目が追加された業務。

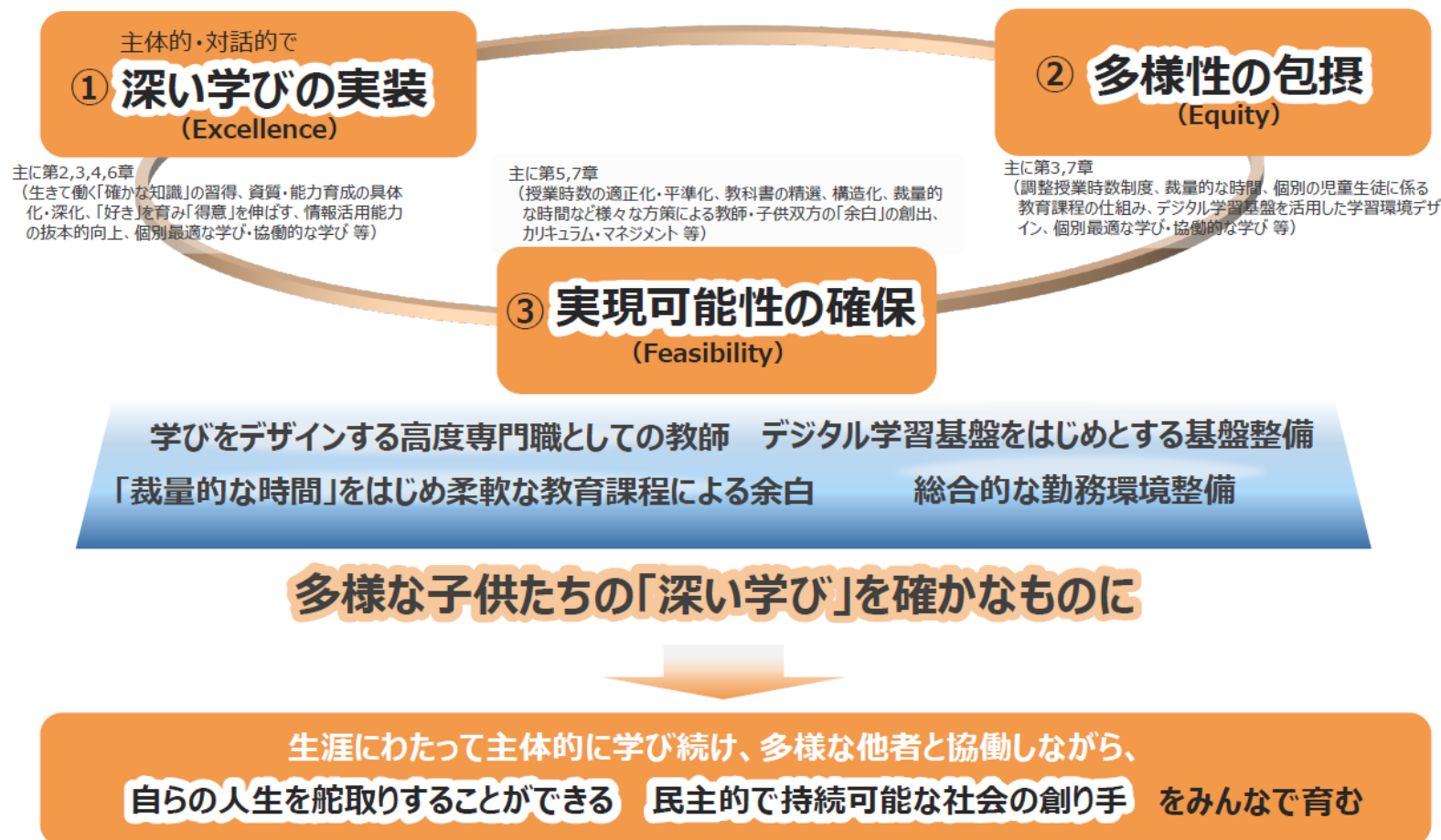


2 教員の働き方の背景

(1) 国・東京都の動向⑤

- ▶ 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方においては、「教育課程の実施に伴い教師に過度な負担・負担感が生じにくい、持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白※」を創出することで、豊かな学びに繋げる方向を踏まえた検討を行う必要がある。」とされており、区としてもこうした考え方を踏まえて検討を進める必要がある。
- ※教育の質の向上のための時間的余裕

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方 ～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



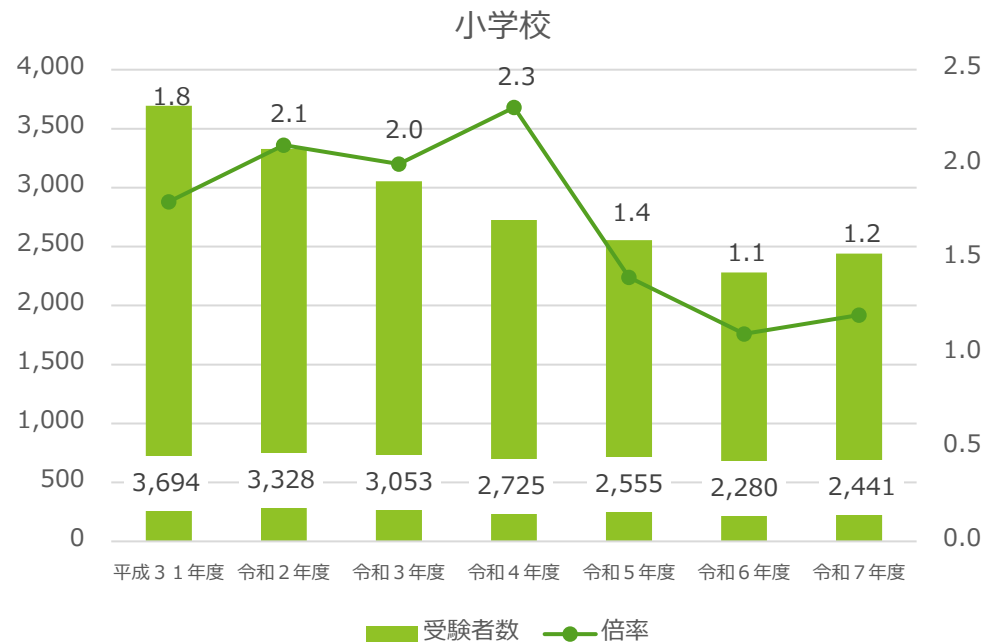
2 教員の働き方の背景

(2)世田谷区の状況

①学校現場の状況

○教員採用候補者選考の状況

- ▶ 令和7年度は、小学校および中学校ともに、受験者数・倍率は令和6年度と比較して、いずれも若干持ち直したものの、依然として少ない状況にある。



※倍率は「受験者数/名簿登載者数」

出所)東京都教育委員会ホームページ「東京都の教育行政基礎データ」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/about/statistics_and_research/basic_data

2 教員の働き方の背景

(2)世田谷区の状況

①学校現場の状況

○教員定数と新規採用教員数の推移

- ▶ 教員定数は小学校の35人学級の拡大等により増加傾向にある。
採用教員数は直近3年間は増加傾向にある。
- ▶ 教員定数に対する「直近6年間ににおける新規採用教員数の割合」は全体で35.9%
(令和7年度)となっており、教員の若年化の傾向がうかがえる。

教員定数に対する「直近6年間に
新規に採用した教員の合計数」の割合

区全体 35.9%(D/A)

小学校 32.8%(E/B)

中学校 44.3%(F/C)

①教員定数の推移

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
区全体	2,227	2,307	2,349	2,360	2,425	2,431	A
小学校	1,609	1,671	1,703	1,699	1,759	1,767	B
中学校	618	636	646	661	666	664	C

※校長、副校長、養護、栄養教諭を除く

②新規採用教員数の推移

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	6年間合計	
区全体	171	134	91	115	171	191	873	D
小学校	109	89	61	70	124	126	579	E
中学校	62	45	30	45	47	65	294	F

2 教員の働き方の背景

(2)世田谷区の状況

①学校現場の状況

○教員の欠員状況とその対応について

- ▶ 令和6年度までの年度当初において、教員数の不足により欠員が生じていたが、教員の採用数の増により、令和7年度当初時点では欠員は生じていない。
- ▶ 欠員が生じた場合、欠員分の授業を他の教員が担当するため、一人の週当たりの担当教科数、持ち授業数は増加し、授業準備の労力も増加する。
- ▶ また、手が空いている教員がいないため、子どもの病気等、やむを得ない休みも取りづらい雰囲気になっているという報告もある。

③小学校の教員定数と欠員数

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
教員定数	1,703	1,699	1,726	1,759	1,767
欠員数	2	4	11	13	0

④中学校の教員定数と欠員数

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
教員定数	646	661	673	666	664
欠員数	1	3	4	2	0

※③④いずれも教員定数は校長、副校長、養護、栄養教諭を除く。欠員数は各年度4月時点

2 教員の働き方の背景

(2)世田谷区の状況

①学校現場の状況

- ▶ 病気休暇取得者数と退職者数の合計は過去4年間の平均で90名を超えている。
- ▶ また、産前産後休業・育児休業取得者数が教員の若年化に伴い増加する一方で、東京都の代替制度では多くの学校において代替教員が見つからず、困難な状況にある。
- ▶ こうした欠員分は他の教員が追加で授業を担当する対応をとり、日々の学校運営を行っている。場合によっては校長・副校長が日常的に授業を受け持ち、学校経営に影響が出ているケースも見られる。

(参考)病気休暇取得者・退職者数(定年・勸奨退職を除く)の状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病気休暇取得者	区全体	36	31	38	26
	小学校	30	24	31	20
	中学校	6	7	7	6
退職者	区全体	65	44	70	57
	小学校	50	33	51	46
	中学校	15	11	19	11

2 教員の働き方の背景

(2) 世田谷区の状況

① 学校現場の状況

(参考)

「時間外在校等時間」の上限(世田谷区立学校管理運営規則 第39条関係)
一月当たり45時間以内、年間360時間以内とする。

▶ 令和6年度世田谷区立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況

学校種	職	一月当たり 平均時間	一月当たり時間外在校等時間の状況			年間360時間以内 の教員の割合
			45時間以内の 教員の割合	45時間を超え 80時間以内の 教員の割合	80時間を超える 教員の割合	
小学校	全体	37時間26分	64.2%	32.4%	3.5%	35.7%
		△2時間41分	+5.0ポイント	△3.0ポイント	△1.9ポイント	+5.0ポイント
	校長	32時間4分	80.1%	19.8%	0.1%	49.2%
		△2時間59分	+5.7ポイント	△3.6ポイント	△2.1ポイント	+11.5ポイント
	副校長	53時間42分	35.9%	50.1%	14.0%	5.9%
		△7時間10分	+8.7ポイント	+1.0ポイント	△9.7ポイント	+3.0ポイント
中学校	教諭等	36時間58分	64.7%	32.1%	3.2%	36.4%
		△2時間30分	+4.8ポイント	△3.2ポイント	△1.6ポイント	+4.8ポイント
	全体	42時間53分	55.0%	36.3%	8.7%	29.4%
		△2時間35分	+2.5ポイント	+0.3ポイント	△2.8ポイント	+3.9ポイント
	校長	32時間55分	75.9%	22.9%	1.2%	42.9%
		+1時間57分	△8.9ポイント	+8.0ポイント	+0.9ポイント	+5.4ポイント
	副校長	54時間20分	34.2%	50.6%	15.2%	10.3%
		△4時間5分	+3.6ポイント	+2.0ポイント	△5.6ポイント	+3.6ポイント
	教諭等	42時間48分	55.0%	36.3%	8.7%	29.6%
		△2時間42分	+2.9ポイント	±0ポイント	△2.9ポイント	+4.3ポイント

▶ 令和5年度と比較すると、
「一月当たりの時間外在校等時間の平均時間」は小・中学校ともに全体的に減少(改善)しているが、中学校の校長は増加(悪化)している。

▶ また、「年間360時間以内の教員の割合」について、小・中学校ともに全体的に増加(改善)している。

▶ 全体的に改善傾向にあるものの、依然として時間外在校等時間の長い教員が一定数おり、負担軽減や働き方改革に引き続き取り組む必要がある。

※下段は令和5年度との比較

2 教員の働き方の背景

(2) 世田谷区の状況

②教員アンケートの実施

- ▶ 令和5年12月から令和6年1月にかけて区立小・中学校の教員を対象に、働き方や意識等を把握する「学校の働き方改革に関する教員アンケート」を実施し、現状把握を行った。

① 調査対象

小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭（再任用フルタイム勤務を含む。）約2,400人

② 回答期間 令和5年12月22日(金)～令和6年1月12日(金)

③ 実施方法 アンケートフォームによる無記名式で実施

④ 主なアンケート項目

- ・ 属性に関する質問
- ・ これまでの働き方改革に関する教育委員会の取組についての質問
- ・ 令和5年1月～12月までの1年間の勤務状況についての質問
- ・ 勤務上の悩みについての質問
- ・ 学校の働き方改革に関する質問

⑤ 回答総数 1,568件（回答率65.4%）

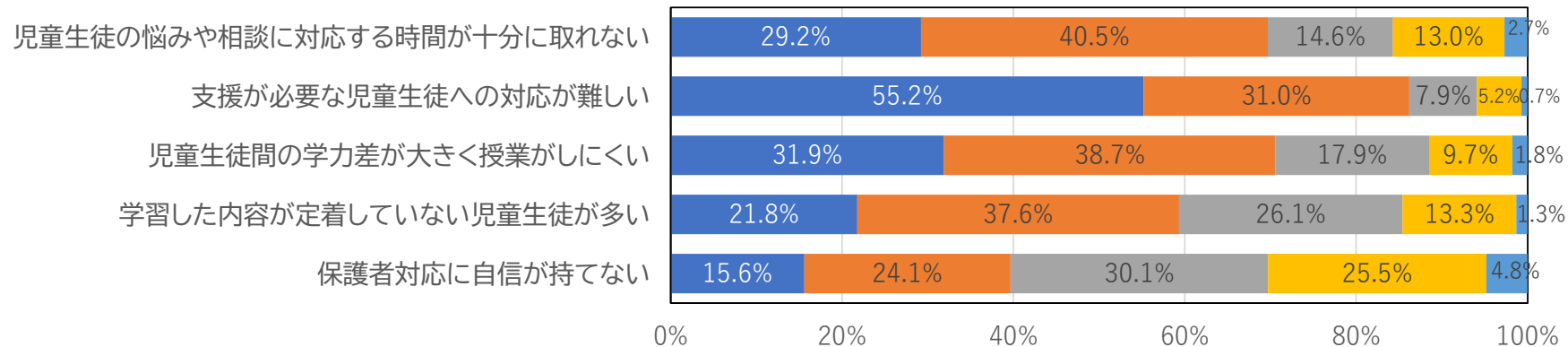
2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

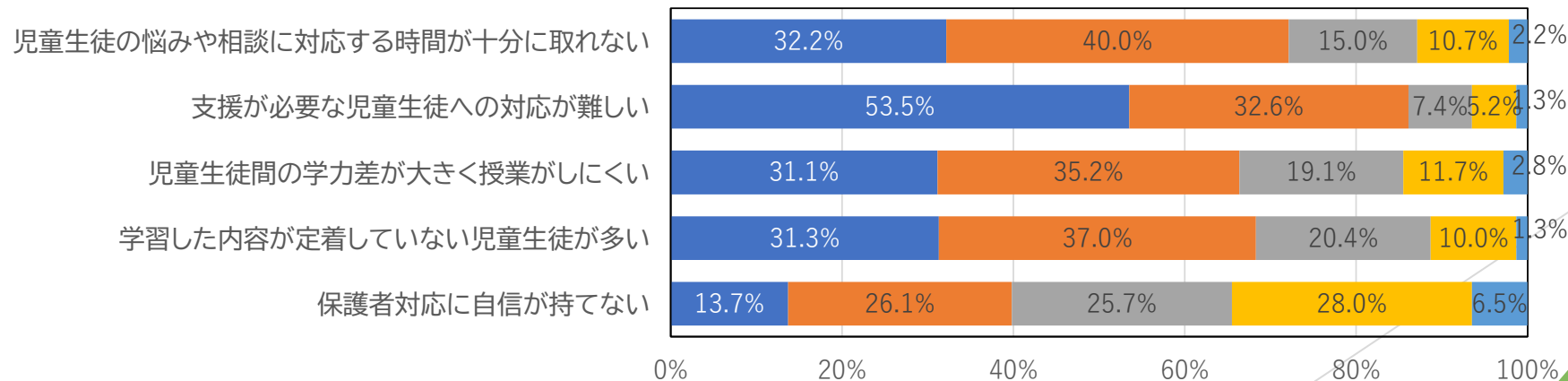
○児童・生徒や保護者対応について

- ▶ 小・中ともに**支援が必要な児童・生徒への対応や、児童・生徒に向き合う時間の確保に悩んでいる**教員が多くなっている。

【小学校】



【中学校】



■とてもそう思う ■どちらかといえば、そう思う ■どちらとも言えない ■あまり、そう思わない ■そう思わない

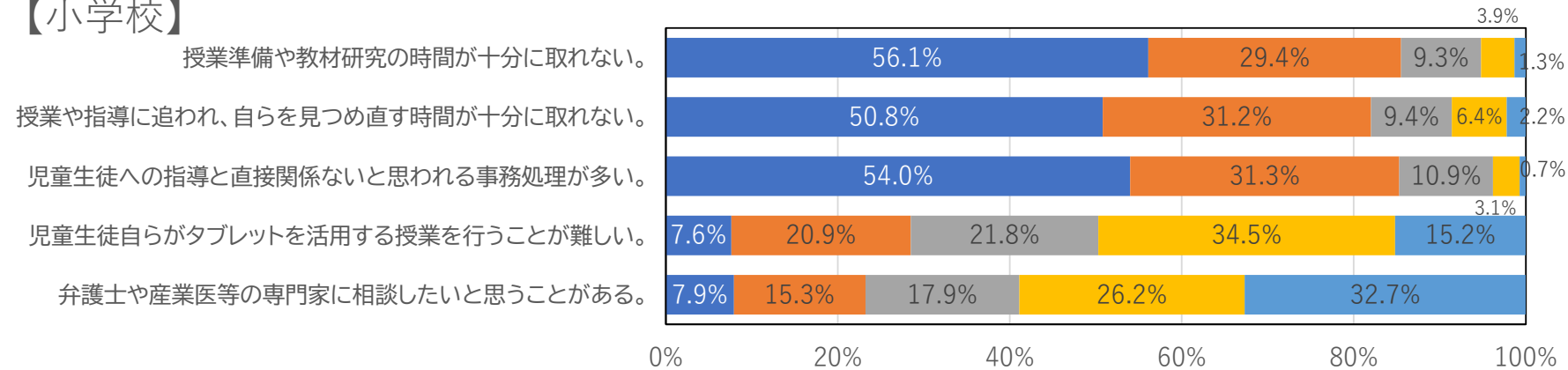
2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

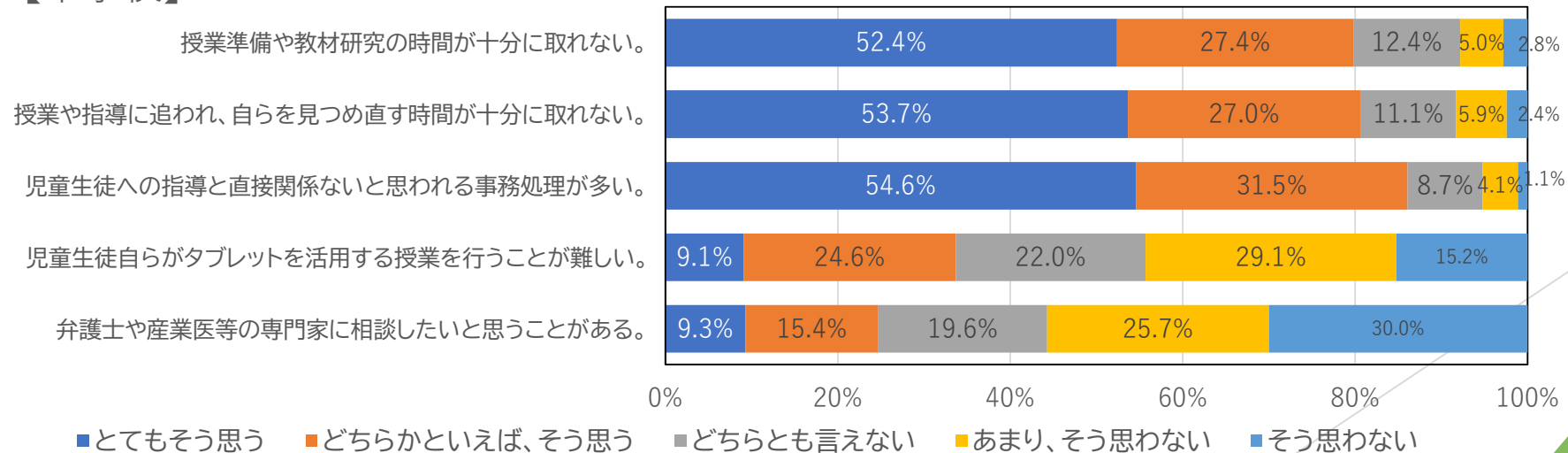
○授業や指導について

- ▶ 小・中ともに事務処理等が多く、授業準備や教材研究、自らを高めるための時間を確保できていない教員が多くなっている。

【小学校】



【中学校】

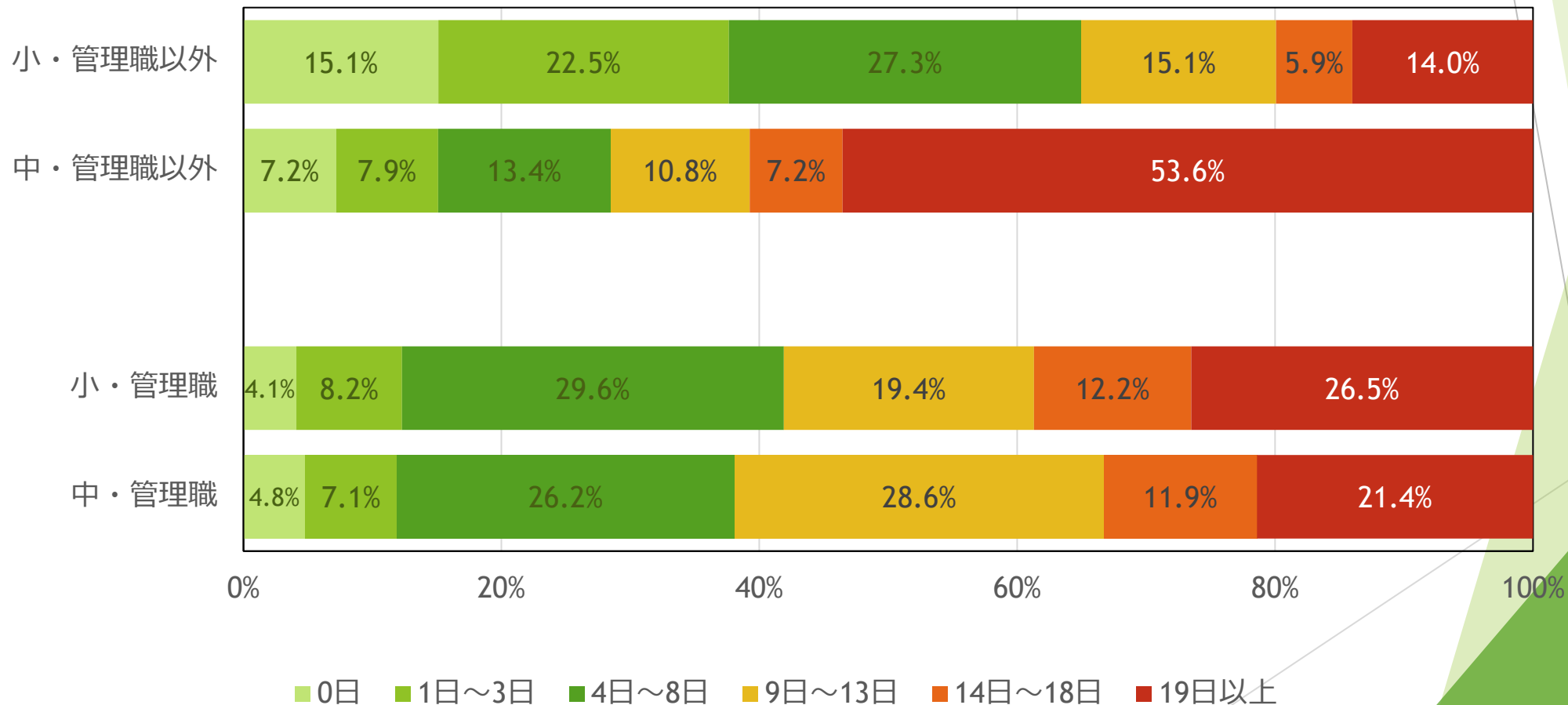


2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

○週休日又は休日に出勤した日数について

- ▶ 中学校では19日以上出勤した教員（管理職以外）が半数を超えており、特に負担が大きくなっている。

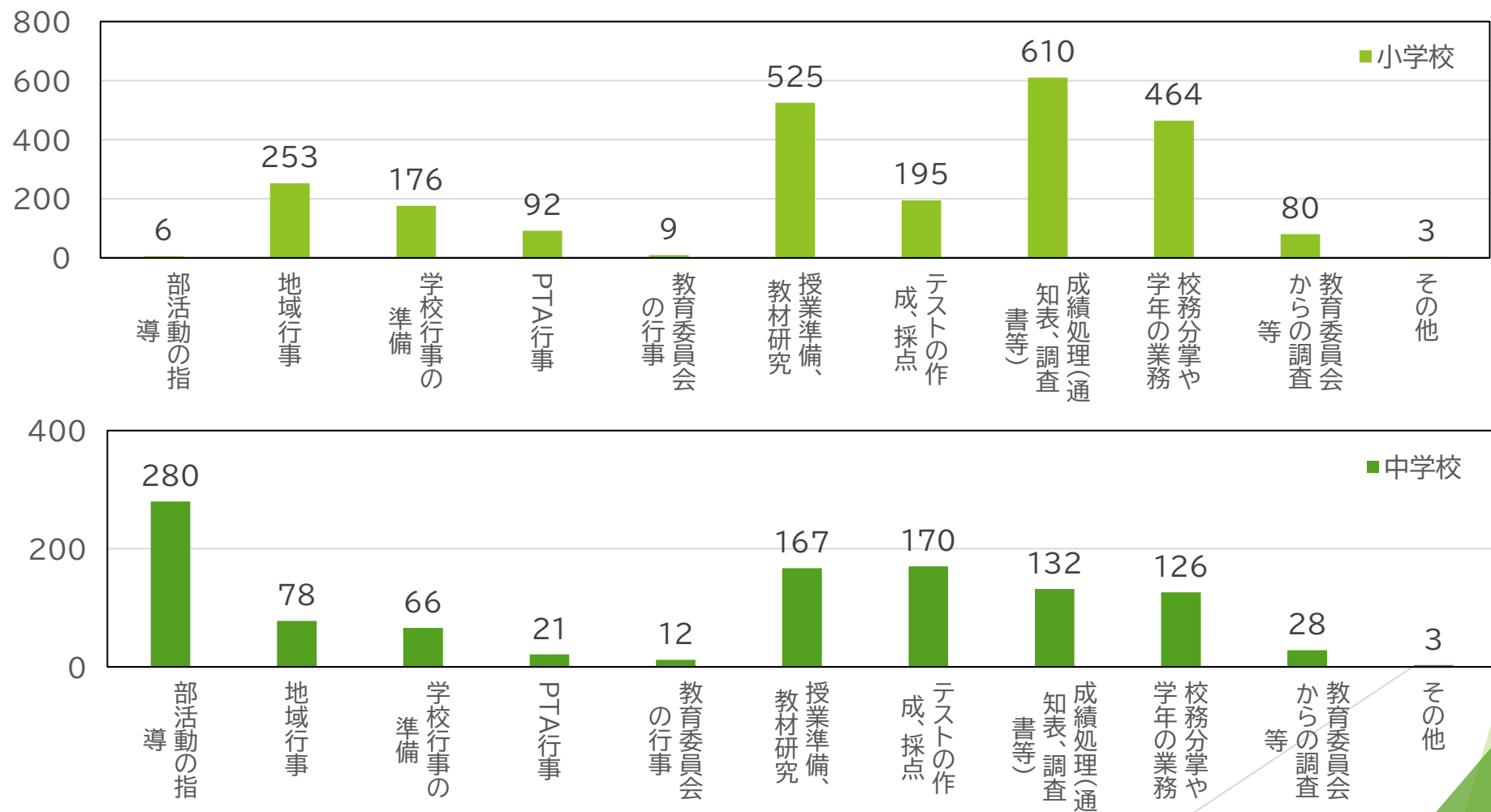


2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

○週休日又は休日に出勤して従事した業務について

- ▶ 中学校では部活動の指導を行った教員が多く、その他、小・中ともに成績処理や授業準備・教材研究、テスト作成・採点等の本来事務に加え、校務分掌が行われている。



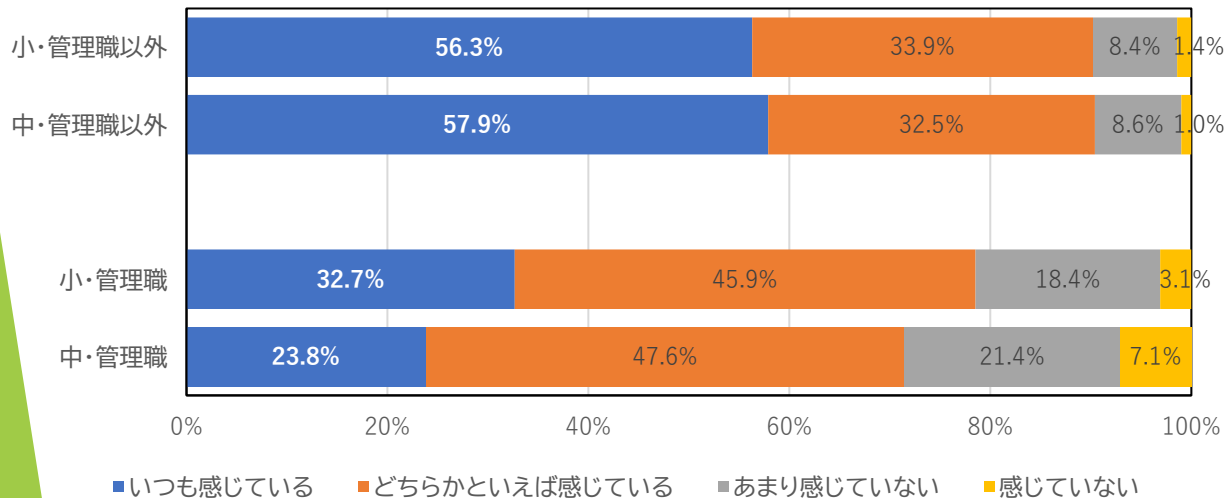
2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

○多忙感や負担感について

- ▶ 日頃の業務において「いつも多忙感や負担感を感じている」管理職とそれ以外の教員の割合に差異が生じており、感じ方に違いがあることが分かった（下図参照）。
- ▶ 多忙感や負担感の内訳として、「成績処理（通知表、調査書等）」、「保護者対応」、「学校行事の準備」、「校務分掌や学年の事務」などの業務を回答している教員が多い（右図参照）。

日頃感じる「多忙感」や「負担感」について



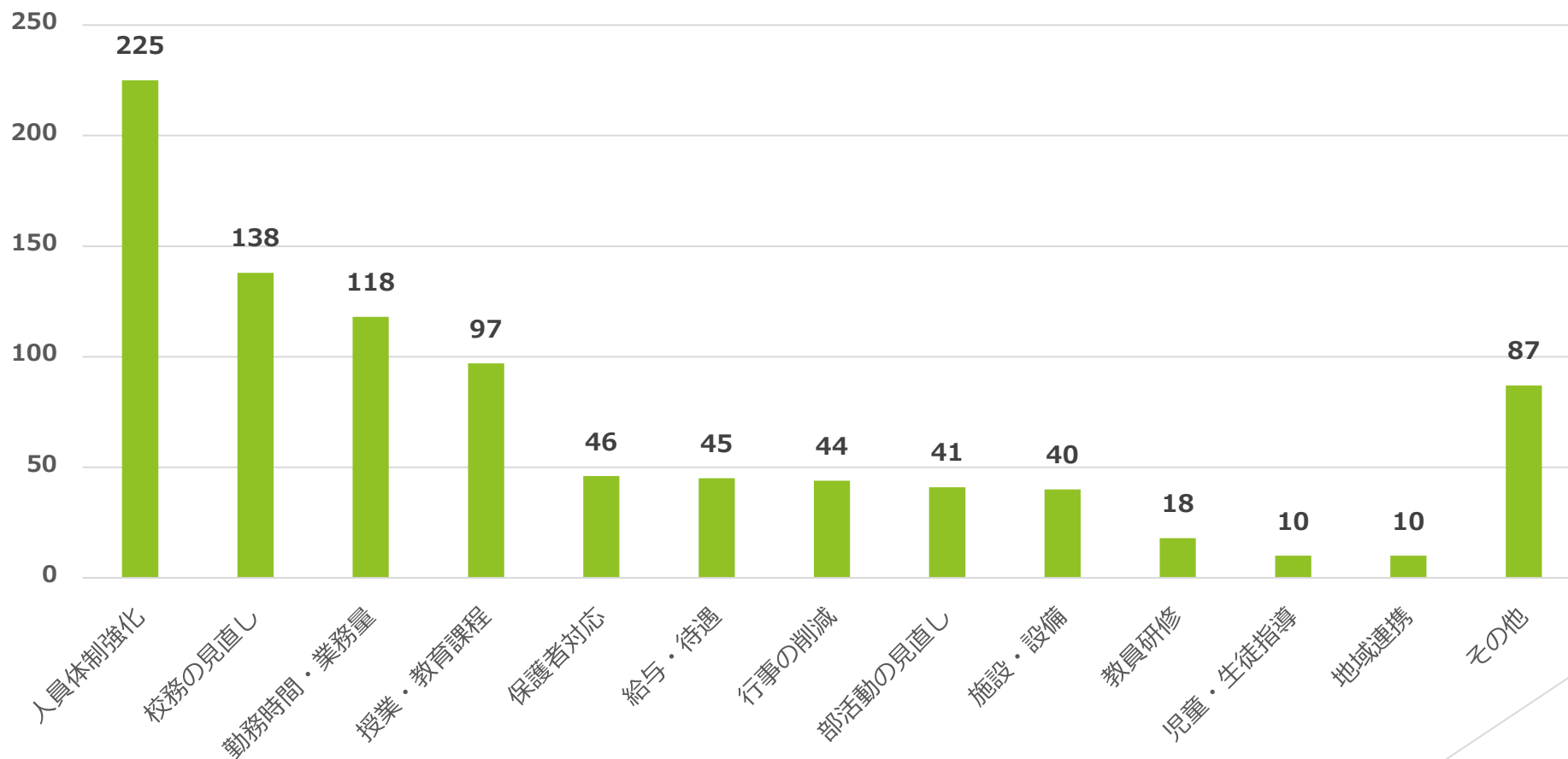
「多忙感」や「負担感」を感じる主な業務

	小学校	中学校
成績処理(通知表、調査書等)	51.4%	部活動指導 45.7%
学校行事の準備	42.0%	保護者対応 36.1%
保護者対応	41.8%	学校行事の準備 35.7%
校務分掌や学年の事務	38.4%	校務分掌や学年の事務 34.1%
授業準備・教材研究	30.1%	テストの作成・採点 33.7%
研修・校内研究	27.3%	授業準備・教材研究 31.1%
教育委員会からの調査、アンケート	23.1%	成績処理(通知表、調査書等) 31.1%
私費会計・学校徴収金事務	22.6%	教育委員会からの調査・アンケート 26.5%
授業・学級経営	22.4%	授業・学級経営 23.3%
学校行事	19.3%	私費会計・学校徴収金業務 21.3%
テストの作成・採点	13.6%	児童生徒の生活指導 17.2%
児童生徒の生活指導	13.5%	学校行事 16.1%
世小研・世中研の業務	11.8%	研修・校内研究 13.0%
他の教員の支援・人材育成	10.7%	ICT関連の業務 12.0%
ICT関連の業務	8.8%	世小研・世中研の業務 10.9%
学校管理・教員指導	7.1%	学校管理・教員指導 6.3%
登下校の指導	5.6%	他の教員の支援・人材育成 5.7%
地域との打合せ	4.7%	地域との打合せ 4.6%
PTAとの打合せ	2.6%	PTAとの打合せ 2.6%
その他	0.5%	登下校の指導 1.7%
部活動指導	—	その他 0.4%

2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：自由意見

▶ 自由意見欄に記載された意見を大まかに分類すると以下の通りとなった（合計634件）。



注：1人で複数意見を記載している場合は該当項目に複数計上しているため、総計は全体数に一致しない。

2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：自由意見（※一部抜粋）

○人員体制強化に関する意見

▶ **子どもと向き合う時間や授業準備の時間確保のための人員体制強化や、それに伴う事務のサポートを求める意見**などが多く見られた。

- ✓ 代替が見つからないなどで、欠員を抱えている学校が多く、どこの学校も疲弊しているように思います。本来、最も大切にすべき、子どもとじっくり向き合う時間、授業の充実に時間を割けない今の状況は危機的で、このままでは学校はどうなってしまうのだろうと不安が大きくなるばかりです。
- ✓ 教員の数を増やすことと、教員でなくてもできる仕事は他の人にやってもらう（教員の仕事を減らす）ことができなければ、働き方改革はなかなか進まない。スクールサポートスタッフの方はよくやってくれてありがたい。学納金関係、出張旅費関係の事務的なことは教員でなくてもできる。
- ✓ 働き方改革において、人を増やすのはありがたいが、その任用や諸々の事務手続きが増えることは、更に副校長業務を圧迫します。そういったことも含めて、基本的に副校長へのサポートが足りていないと感じています。副校長業務支援員はすぐにでもつけるべきだと思います。
- ✓ 学級数の少ない学校は、教員が少ない。でも、業務は変わらないので、1人が受け持つ担当者業務が増える。教員数が増えないと勤務時間は超過する。支援員が増えても、できる業務が限られるので教員数を増やして欲しい。

2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：自由意見（※一部抜粋）

○校務の見直し、勤務時間・業務量に関する意見

- ▶ **学校徴収金などの事務を教員の担当から外すことを求める意見や、会議や行事等の実施方法の工夫により負担軽減を求める意見**などが多く見られた。
- ✓ 教員が、授業や生徒対応といった、本来すべきことに注力できる環境にして欲しいです。基本的に、私たちがやるべきでない仕事が多すぎます。
- ✓ 教員は児童生徒に直接関係があるものに携わり、会計や学籍関係（転出入、教科書事務）、給食の食数などは他の方にやっていただくなどした方が良い。
- ✓ 給食事務、教材費事務については、教員が現金を扱わなくなったものの、金融機関への入力がとても大変な作業で、そのために休日に出勤することもあります。その事務作業をしてくださる方を配置してください。また、人材を配置いただくことになっても、その人材を各学校で探さなくてはならないことがとても負担です。人を探すために膨大な時間を費やしており、本末転倒です。
- ✓ 私費会計の処理が非常に負担の大きい分掌であるのに、担当の授業軽減等が設定されていない。
- ✓ 会議も含む持ち授業時数の上限を設定してほしい。
- ✓ 行事の負担が大きいため、行事を減らすか規模の縮小をしてほしい。
- ✓ 体育館やグラウンド等を外部に貸し出すことが多いのだが、本当にその事務負担が大きい。時間に関係なく訪問も多い。放課後、休日の学校の貸し出しについては、外部にお願いしたい。

2 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：自由意見（※一部抜粋）

○授業・教育課程に関する意見

▶ 授業時数や土曜授業・教科日本語の見直しに関する意見などが多く見られた。

- ✓ とにかく授業時数が多すぎて、研究や能力開発に身が入らず生産性が下がっていると思います。授業を担える人材の採用や授業時数の削減を検討していくべきだと考えます。
- ✓ 教科「日本語」は、国語と重なる部分も多く、1教科分多く教材研究・授業準備が必要になるから必要とは思えない。
- ✓ 教員の授業時間持ち時数から考えなければならないと思う。教員を増やし、1人の授業持ち時数を減らさないことには、生徒対応、保護者対応、分掌業務ができない。
- ✓ 児童の学校にいる滞在時間を短くする。学習指導要領に記載のない活動を大幅に削減する（集会・掃除・朝の会・帰りの会）時数に入らない、クラブ、委員会を必要最低限時数にする。
- ✓ 教員（管理職を含む）がゆとりをもって業務にあたるための方策を打ち出していただきたい。土曜授業の見直しはもとより、地域とのかかわり等も昨今の流れを機に見直すことで、学校の在り方を新たに作り出していくことが必要だと考える。主体的な学び等、区主導で新たな機軸を打ち出すのであれば、反対に既存の取組を慣例等にとらわれず廃止することも区の主導で行っていただきたい。

3 プランの策定

3 プランの策定

(1) これまでの区教育委員会の取組み

- ▶ 区はこれまでも、教員が十分な教材研究や授業改善等を行うことができ、子どもたちとしっかりと向き合える時間を確保できるよう、以下のような教育DXの推進や学校現場を支援する人員の配置等、様々な取組みにより、学校における働き方改革に取り組んできた。

【これまでの主な取組み事例(1/2)】

○ 教職員等を対象とした夏季休業期間中の学校休業日の設定

夏季休業期間中の休暇等取得推奨期間を設定し、休暇推奨期間においては、全教職員は業務に差し支えない限り、休暇の取得等により勤務を行わないように努めている。

○ 「世田谷区立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定

○ 学校等における教育職員の出退勤の把握

令和2年4月に「世田谷区立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間について上限時間の原則を設定している。

○ 教育DXの推進

全区立小・中学校の児童・生徒及び教員用にタブレット型情報端末の配備を行い、学校や児童・生徒の状況に合わせたICTを活用した取組みを進めてきた。

○ スクール・サポート・スタッフの配置

教員が行っている資料の作成や印刷、授業の準備などを補助するスタッフを区立小・中学校全校(90校)に配置した。

○ 副校長補佐の配置(令和6年度より)

副校長が行っているサービス管理や講師等の手配、調査報告への対応などを補助するスタッフを配置した。

3 プランの策定

(1) これまでの区教育委員会の取り組み

【これまでの主な取り組み事例(2/2)】

○ 部活動支援員制度の活用

区立中学校の部活動指導にあたり、保護者・地域の方々などに部活動指導にご協力いただき、継続的・安定的な部活動の推進に取り組んでいる。

○ 電話対応における音声案内の対応

区立小・中学校の授業日の夕方以降及び土曜日・日曜日・祝日等において電話機に音声案内を設定した。

○ 中学校への採点支援システムの導入(令和6年度より)

大量の解答データを高速かつ正確に処理することができる採点支援システムの導入により、教員の採点業務時間及び負担の軽減や採点結果を返却するまでの時間の更なる短縮を目指す。

○ 庁内メール送信に関するルール等の改善

教育委員会事務局から学校へ調査等のメールを送付する際、学校がメールを処理しやすいようルールを統一した。

○ 在宅勤務の取り扱いの整理(令和6年7月より)

教職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を実現するため、在宅勤務を認めうる場合について整理した。

3 プランの策定

(2) 令和6年度のモデル校等における取組み

- ▶ これまでの取組みに加え、学校現場における改善の取組みを更に加速するとともに、現場の現状を踏まえた、実行可能で効果のあるプランを策定するため、令和6年度に文部科学省の「学校における働き方改革の推進に関する調査研究」事業の実証校（モデル校）として6校（桜丘中、船橋希望中、桜丘小、城山小、中丸小、九品仏小）を指定し、各校における試行的な取組みを全校に展開し、各学校における自主的・自律的な改善の仕組みづくりを推進した。

○ 文部科学省の「学校における働き方改革の推進に関する調査研究」事業 モデル校へのヒアリング(令和6年5～6月)

モデル校6校を訪問し、働き方改革に関する各学校の自律的な取組み方針等の確認や、本プラン作成に向けての意見交換を行った。

＜各モデル校の取組み事例＞

- ・夏季休業中の勤務時間の選択制
- ・特定の曜日を1コマ40分授業日に設定
- ・極力4時間授業にして、余剰授業を削減
- ・学年だよりを廃止し、学校だよりに一元化
- ・配布物はすべてに統一
- ・新小1は仮の学級編制でスタート
- ・運動会の朝練習を廃止
- ・夏季休暇中の水泳の廃止

＜各モデル校の課題等＞

- ・学びの質の向上ではなく、業務を減らすということばかりに目が行ってしまっている
- ・私費会計(学校徴収金)の負担が大きい
- ・研修が多く、OJTを行う時間が取れない
- ・パソコンのネットワークが分断されていることで支障を感じる
- ・通知表の所見欄の廃止はメリットとデメリットがある

○ モデル校における情報交換会 (令和6年9月6日)

実証校(モデル校)間の連携を強化するため、実証校の働き方改革の推進役の教員等を対象として情報交換会をオンラインで実施し、各校における先進的な取組みの共有を図った。

○ 全校推進役研修会(令和6年11月8日)

モデル校の取組みや全国の先進事例を共有し、各校の推進役が自校で実施する働き方改革の施策について具体的イメージを得ること、実証校に全体リード役としてのマインドを持ってもらうことを狙いとして研修会を実施した。

3 プランの策定

(2) 令和6年度のモデル校等における取組み

○ 子どもたちの意見を聞くワークショップの実施

モデル校(桜丘小・桜丘中)の児童・生徒を対象に、教員の働き方について理解を深めてもらうとともに、教員を応援するためのアイデアなどを出し合うワークショップを実施した。子どもの目線で「必ずしも教員によらなくてもいいこと」「教員でないといけないこと」「そのための時間をどう作るか」などを話し合い、出た意見等について整理し、プラン作成の参考とした。

<ワークショップ概要>

- ・ テーマ 「先生の毎日ってどんな感じ？先生も自分たちも居心地良く過ごせるアイデアを考えよう」
- ・ 日 時 令和6年10月28日(月) 15:50～16:45
- ・ 場 所 桜丘小学校
- ・ 参加人数 桜丘小学校児童 6名／桜丘中学校生徒 16名
- ・ 内 容
 - ① 導入 先生的一天を紹介
 - ② ワーク 先生じゃなきゃいけないこと・それをしてもらうための余白を作る方法を考える
 - ③ 発表 先生への提案
 - ④ まとめ



- ▶ その他の区内の小学校においても、例えば全学級において自由進度学習を念頭に置いた授業づくりに取り組むなど、一部の学校では自主的・自発的な発想による新たな取組みが進んでいる。

ワークショップで出た意見

～先生の余白を作るためのアイデア～

教育委員会や各学校で取り組むこと

- ・ 授業を5時間に減らす
- ・ 40分授業にする
- ・ テストの数を減らす
- ・ 宿題をなくす
- ・ 朝学活をなくす・帰りの会をなくす
- ・ 土曜授業をなくす
- ・ 教科「日本語」をなくす
- ・ 講師の人に授業を任せる
- ・ 休みの日の部活は先生ではなく別の人を呼ぶ
- ・ 給食を生徒に任せ職員室で食べる
- ・ AIでテストを作り、採点する

検討の上、
本プランの
基本的な
考え方に
一部を反映

自分たち(児童・生徒)でもできること

- ・ クラスメイトをお互いに注意する
- ・ 自習を増やす
- ・ 掃除をしっかりとる(ロボットで掃除する)

3 プランの策定

(3) 令和7年度の伴走支援校・業務改革支援校における取組み

①概要

○ 世田谷区教育委員会が実施する伴走支援

世田谷区教育委員会は、令和7年3月に策定した本プランの「緊急対策プラン」を実施するモデル校のうち8校※1を「伴走支援校」に指定し、プランに基づく取組みや、学校ごとの働き方改革の取組みを推進できるよう、伴走支援するとともに、取組み状況の調査・分析とその結果の全校での活用を行った。

○ 東京都教育委員会と共同して実施する業務改革支援

世田谷区教育委員会は、東京都教育委員会が令和7年3月に公募した「外部コンサルタントを活用した都内公立学校への働き方改革推進のための業務改革支援事業」に応募し、区内の4校※2が選定された。(以下、「業務改革支援校」という。)世田谷区教育委員会では業務改革支援校4校に、東京都教育委員会や東京都教育支援機構等と協力し各校の業務改革に関するヒアリング等を行うとともに、伴走支援校と同様に、プランや学校ごとの働き方改革の取組み状況の調査・分析と結果の活用を行った。

○ ヒアリングとアンケートの実施

世田谷区教育委員会では、令和7年度から伴走支援校および業務改革支援校の校長等に定期的にヒアリングを行い、プランの取組み状況のほか、学校ごとの取組みについても聞き取りを行った。また、令和7年5月、7月、11月に伴走支援校および業務改革支援校へ教員アンケートを行い、プランの取組みや学校ごとの取組みに関する効果や課題を検証した。

※1伴走支援校 小学校5校：桜丘小学校、世田谷小学校、中里小学校、上北沢小学校、下北沢小学校

中学校3校：瀬田中学校、用賀中学校、船橋希望中学校

※2業務改革支援校 小学校2校：松原小学校、京西小学校

中学校2校：駒留中学校、玉川中学校

3 プランの策定

(3) 令和7年度の伴走支援校・業務改革支援校における取組み

②教員アンケートの実施

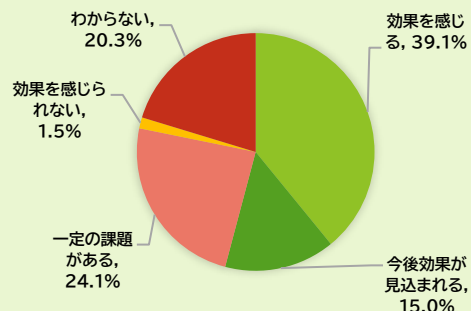
○ アンケートの概要

- 5月、7月、11月に、伴走支援校および業務改革支援校の教員へ無記名式のアンケートを行った。
- アンケートでは、属性・昨年度と同時期と比較した負担感の増減のほか、プランや学校ごとの働き方改革の取組みの効果を確認した。
- プランの取組みでは「小学校高学年の教科担任制の導入」、「小学校の朝開門」の取組みに効果を感じるという意見が多くみられた。

○ プランの取組みのアンケート結果概要(グラフおよび表の数値は11月のアンケート結果)

「小学校高学年の教科担任制の導入」

プラン項目番号:2-1



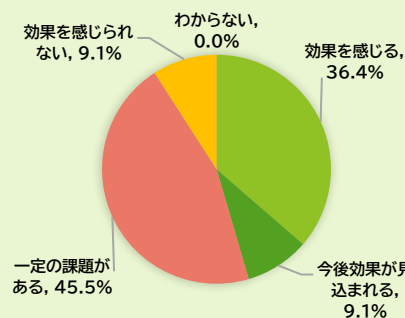
	割合
効果を感じる	39.1%
今後効果が見込まれる	15.0%
一定の課題がある	24.1%
効果を感じられない	1.5%
わからない	20.3%

【主な自由意見】

- 学級担任以外の教員も、児童の様子を把握できる。
- 教材研究の時間確保ができ、働き方改革につながった。
- 教科を絞ることで授業力向上が見込まれる。
- 教材研究や評価が効率よく行える。
- 行事等による時間割変更が難しい。

「部活動の地域連携・地域展開」

プラン項目番号:3-1



	割合
効果を感じる	36.4%
今後効果が見込まれる	9.1%
一定の課題がある	45.5%
効果を感じられない	9.1%
わからない	0%

【主な自由意見】

- 大会の引率・部活動の指導を行ってもらえるので助かっている。
- 専門知識のある外部指導員の指導により、練習の効率化や都大会出場といった成果が出ている。
- 時間外在校等時間の短縮が可能になった。

3 プランの策定

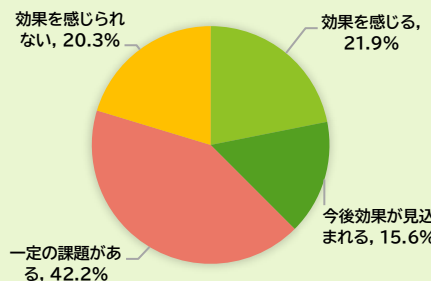
(3) 令和7年度の伴走支援校・業務改革支援校における取組み

②教員アンケートの実施

○ プランの取組みのアンケート結果概要(グラフおよび表の数値は11月のアンケート結果)

「学校徴収金事務の見直し」※

プラン項目番号:4-1



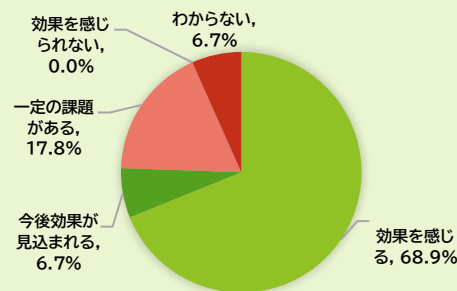
	割合
効果を感じる	21.9%
今後効果が見込まれる	15.6%
一定の課題がある	42.2%
効果を感じられない	20.3%

【主な自由意見】

- 教員が多額のお金を管理しなくて済む。
- 現金を扱わないことで、安全性が向上し、業務は削減される。
- 家庭への納付連絡や集金作業の負担が軽減される。
- 導入手続きで負担がある。
- 学校モールで完結しない支払いがある。

「小学校の朝開門」

プラン項目番号:5-2



	割合
効果を感じる	68.9%
今後効果が見込まれる	6.7%
一定の課題がある	17.8%
効果を感じられない	0%
わからない	6.7%

【主な自由意見】

- 児童が早めに登校しても見てもらえること、たくさんの方がいることで児童も安心し、教員も落ち着いて朝の準備ができる。
- 朝の時間に余裕ができた。
- 児童に教員以外の地域の方と関わる機会ができてよい。
- 見守る大人の人数が増え、児童の安全が守られている。

※ 「学校徴収金事務の見直し」に関するアンケートは、取組みの先行実施校11校(区の伴走支援校および城山小学校、砧小学校、船橋小学校)へ実施した。

3 プランの策定

(3) 令和7年度の伴走支援校・業務改革支援校における取組み

③ 伴走支援校・業務改革支援校の取組み実施状況

- 令和7年度、世田谷区教育委員会は、伴走支援校および業務改革支援校にプランの取組みや学校ごとの働き方改革の取組み実施状況のヒアリング等を行った。

○ プランの主な取組み

- 教科担任制の導入
- 学校徴収金事務の見直し
- 小学校の朝開門
- 部活動の地域連携・地域展開
- インクルーシブ教育支援員の追加配置

○ 学校ごとの主な取組み

- 道徳授業持ち回り制
- 昼読書
- 経営支援部のリニューアル
- 給食指導のローテーション対応
- チーム担任制
- 水曜日の4時間授業
- 第1学年のプレ学級編制
- 支援員等の活用
- 交換授業の導入

(桜丘小学校)
実施の詳細は校長が決めるのではなく、教員の自主的な方法に任せている。
(校長は適宜調整を行う。)

(京西小学校)
取組み開始にあたっての周知・渉外業務は副校長が担当。教員アンケートでは、効果を感じる声が挙げられた。

(松原小学校)
新1年生は、4月当初は地域ごとでクラスを分け、5月に改めてクラス編成を行った。

- 校務分掌の見直しと会議時間の確保
- 会議の手法の見直し
- 校内研修の充実
- 毎週水曜日の定時退勤推進デー
- 行事準備の見直し
- 部活動の複数顧問や外部指導員の活用
- リアテンド(自動採点)の活用
- 会議資料、保護者・生徒への配布プリント等の電子化
- 学校支援地域本部の活用
- 「マイ退勤時間」の設定
- 効率的な情報共有
- 部活動顧問と外部指導員の連携強化
- 部活動の最終下校時刻(18時)の設定
- 行事の朝練の廃止
- 職場体験の業者発注
- 定期考査の回数削減
- 会議のペーパーレス化

(下北沢小学校)
教員個人の力量を伸ばすことを第一の目的として、会議時間を短縮して実施。

(玉川中学校)
定期考査の採点を自動化し、教員の負担を軽減させる。

(瀬田中学校)
職場体験を、学校地域支援本部のメンバーに協力してもらい実施。

(用賀中学校)
副校長が顧問と外部指導員との連携状況を定期的に確認し、必要な調整やフィードバックを行う場を設けている。

3 プランの策定

(3) 令和7年度の伴走支援校・業務改革支援校における取組み

④ 学校ごとの取組みの共有

- アンケート結果やヒアリングから、効果が高いと見込まれた学校ごとの取組みについては、Teamsにより全校の全教員への共有を行った。

学校の働き方改革 伴走支援校の取組み

取組み事例1: 昼読書の実施

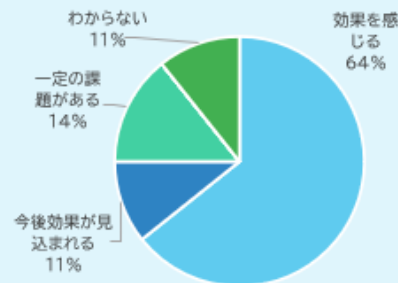
桜丘小学校

取組概要

昼休み、掃除の時間のあとに10分間の読書時間(花の子タイム)を実施。児童が落ち着いて午後の授業に取り組めることを目的とする。

8:15~ 8:25	8:25~ 8:30	8:30~ 8:45	8:50~ 9:35	11:35~ 12:20	12:20~ 13:05	13:05~ 13:40	13:40~ 14:25	14:25~ 14:30	14:30~ 15:15	15:15~ 15:25
登校	朝の会	全校朝会・学年朝会・レジュール・集会	一時間目	四時間目	給食	給食・清掃・花の子タイム	五時間目	5分休み	六時間目	帰校

教員アンケート回答結果(7月実施)



「効果を感じる」と回答した人の自由意見

- ・ 5時間目が落ち着いてスムーズに始められる。
- ・ 一息つき、暑い時期は涼んでから授業ができる。
- ・ 教員と児童が落ち着く時間を作れている。
- ・ 児童に読書習慣が付き午後の授業にも落ち着いて取り組めている。
- ・ 集中力が高まっていると感じる。
- ・ 静かな時間があることで午後の授業に落ち着いて臨める。
- ・ 掃除後のチャイムがなくなったことがよかった。
- ・ 忙しい動きから静かな時間になることで児童がリラックスしている。

「今後効果が見込まれる」と回答した人の自由意見

- ・ 昼読書が2年目となり、静かに読める子が増えてきたように感じる。高学年は読書離れが目立ってくるので、昼読書は良い。

「一定の課題がある」と回答した人の自由意見

- ・ 読書が苦手な児童は手持ち無沙汰になり、困っている様子もある。
- ・ 掃除が時間内に終わらないことがあるため、時間の確保が課題。
- ・ 昼読書の終了後、本を返しに行ったりそこから授業の準備をし始めるため、5時間目のスタートがあわただしい。

R6年度

13:05~13:15	13:15~13:30	13:30~13:40
昼休み	清掃	花の子タイム

R7年度

13:05~13:15	13:15~13:30 (予鈴13:27)	13:30~13:40
昼休み	清掃	花の子タイム
ロング昼休み(輪番)		

実施にあたって

【昨年度からの変更点】

- ・ 昨年度(実施初年度)は、読書開始と同時にチャイムを鳴らしていたが、今年度からは掃除終了(花の子タイム開始)3分前にチャイムを鳴らすよう変更。開始前に準備の時間を設けて、昼読書を落ち着いて始められるよう改善した。

3 プランの策定

(3) 令和7年度の伴走支援校・業務改革支援校における取組み

④ 学校ごとの取組みの共有

学校の働き方改革 伴走支援校の取組み

取組み事例2-1:経営支援部のリニューアル

世田谷小学校

取組概要

従来は、校長・副校長・主幹教諭で構成されていた経営支援部に、学校主事、事務、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフを構成員として追加した。学校全体の課題を、各構成員が自分ごととしてとらえることで、学校全体で働き方改革を進める意識を醸成し、アイデアを実行に移すハードルの低下と、実施までのスピード感を高めることを目的としている。顔を突き合わせることで、職員室・事務室・主事室の相互の関係性構築にも効果がある。

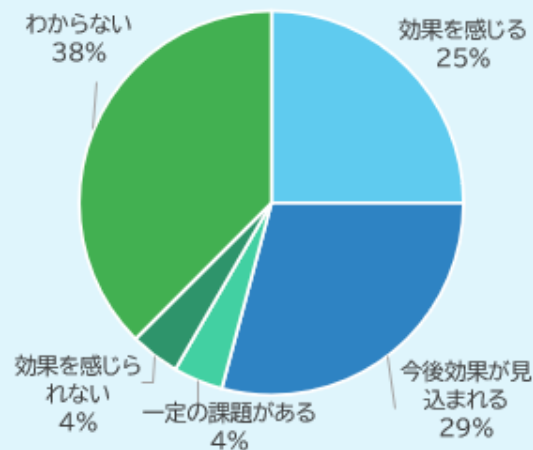
教員アンケート回答結果(7月実施)

「効果を感じる」と回答した人の自由意見

- ・ 学校の課題について改善できそうなことが出てきている。
- ・ 普段の意識が変わってきた。
- ・ 校内職員(事務、主事、スクール・サポート・スタッフ等)との連携。教職員の意識の変容。業務改善。
- ・ 人事庶務システムの入力等を事務室が手厚くフォローしてくれることになりありがたい。

「今後効果が見込まれる」と回答した人の自由意見

- ・ 働き方改革の取組みだけでなく、教員などが一人で仕事を抱え込まず働きやすい職場になると思う。
- ・ 定期的に事務職員、学校主事、SSSなどと話し合う時間を持つことで、お互いの仕事理解ができ、協力しやすくなる。
- ・ 会議を重ねているので、今後変わっていきそうな気がする。
- ・ 実感に合った、効果的な手立てを打つことが期待される。子どもたちを中心に考えた、着実な改善。



経営支援部で行った改善例は
次ページに記載

実施にあたって

【注意点】

- ・ 主事室、事務室、職員室がお互いに信頼関係を築けるかが重要。
- ・ 仕組みを整理するだけではなく、人も重要な要素。
- ・ 経営支援部の機能を、教員の負担軽減という点にフォーカスさせた。

【反省点】

- ・ 学級担任、専科教員代表だけでなく、特別支援学級の教員もメンバーに入れると学校全体で考える意識がより促進される。

実際の会議の様子
(給食時間を利用し、
休憩は振り替えて
とっている。)



3 プランの策定

(3) 令和7年度の伴走支援校・業務改革支援校における取組み

④学校ごとの取組みの共有

学校の働き方改革 伴走支援校の取組み

取組み事例2-2:経営支援部のリニューアル

世田谷小学校

経営支援部で行った改善例

目的	具体的な内容
直接的な教員の負担軽減	・ スクール・サポート・スタッフに給食事務を依頼した。 ・ 学校のホームページの更新の担当に、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐を加えて役割分担を明確化した。
教員の中での業務の平準化	・ 給食時間をローテーション制とした。(担任+副担任(専科)でローテーション) ・ 毎月、時間外在校時間を、教科担任実施学年(4, 5, 6年)と未実施学年(1, 2, 3年)、専科、特別支援学級、管理職の5つのグループごとに見える化し、互いの業務負担について関心をもてるようにした。
時短を目指した軽減	・ デジタルデータや倉庫、職員室を整理し探し物の時間を減らした。 ・ 学校全体のお知らせや、学年の発注、お便りなどの時期と内容を一覧にした。 ・ 施設利用の見える化を進め、施設開放業務をスムーズに行えるようにした。 ・ 各教員の在校時間管理を週ごとに行い、各教員が自分自身のタイムマネジメントがやすくなった。
その他	・ 上記の取組みにより、職員室、事務室、主事室がお互い受け身の姿勢から、提案型の仕事に変化していった。 ・ 職員へアンケートを実施して、職員の気持ちやニーズに寄り添う試みをしている。 ・ 働き方研修会を受け、やれるものから着手中。(宿題の出し方、行事の在り方、時程の見直しを具体的に検討中)

3 プランの策定

(3) 令和7年度の伴走支援校・業務改革支援校における取組み

④ 学校ごとの取組みの共有

学校の働き方改革 伴走支援校の取組み

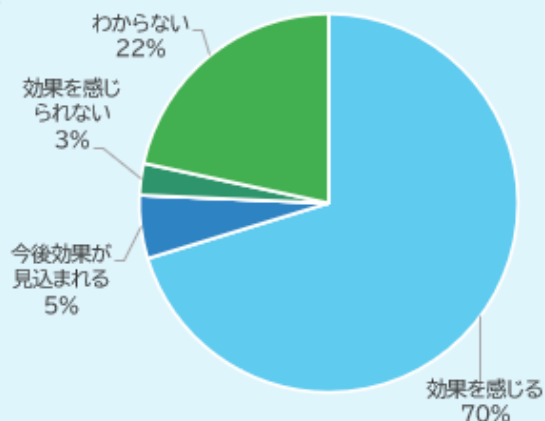
取組み事例3:行事の朝練の廃止

船橋希望中学校

取組概要

今年度より、運動会(5月)と学芸発表会(10月)の朝練を廃止。勤務時間前の教員の負担を軽減する。

教員アンケート回答結果(7月実施)



「効果を感じる」と回答した人の自由意見

- ・ 生徒、教員の疲労度が違う。(軽くなった)
- ・ 生徒、教員にとってちょうどいい練習時間になる。
- ・ 出勤前の活動がなくなった。
- ・ 家庭の事情で朝の勤務時間外の出勤ができない場合の後ろめたさがなくなった。
- ・ 限られた時間の中でいかに工夫して練習するか、生徒たちが一生懸命考えていたことに効果があった。
- ・ 基本の勤務時間を守るということが徹底される姿勢がいいと思う。
- ・ 運動が苦手な生徒や怪我などの対応など、身体への負担を考えるといい。
- ・ 怪我、体調不良者が減る。
- ・ 朝練習に遅刻する生徒が出て、学級の雰囲気が悪くなったり、そのことを教員が指導するという負担が減る。
- ・ 限られた時間内で成果を出せる方法を見つけるほうが大事。
- ・ 勤務時間内に行事をおさめていく意識は必要。
- ・ 勤務時間外の活動がなくなり、他の業務や出勤時間に余裕ができる。

実施にあたって

- ・ 行事の質を確保するには、生徒の意識を高くもたせ、練習の質を上げるための教員の働きかけが必要になる。
- ・ 今後入学する生徒は朝練がないことが通常となるので、効率的な練習日程を組む指導をしていく必要がある。

5月(運動会実施月)の始業前の時間外在校等時間は一人あたり平均で-2h

「今後効果が見込まれる」と回答した人の自由意見

- ・ 行事担当への負担が少なくなっていると感じている。

(参考)始業前の時間外在校等時間比較(一人あたり平均)

	4月	5月	6月	7月
R6年度平均(h)	8.9	10.9	9.7	9.5
R7年度平均(h)	9.1	8.9	8.8	7.3

3 プランの策定

(4) プラン策定の必要性及び現状の課題

- ▶ これまで見てきたように、学校現場において教員不足が続く中、授業だけでなく、その準備や様々な校務、更には保護者への対応など教員が関わる業務は多岐に渡ることから、**正規の勤務時間を超えて勤務することが常態化**している。
- ▶ こうした「重い業務負担の常態化」が「超過勤務の常態化」を招いており、その結果「児童生徒に向き合う時間等の不足」を招いているだけでなく、「病気休暇・退職による欠員数の増加」等も招いており、それらが更なる「重い業務負担の常態化」を招く、という**「業務負担の増加のサイクル」が生じてしまっている。**

業務負担の増加のサイクル

学校現場の状況

重い業務負担の常態化

教員の若年化傾向

- ・ 授業準備
- ・ 成績処理
- ・ 学校行事の準備
- ・ 保護者対応
- ・ 支援が必要な児童・生徒への対応
- ・ 校務分掌や学年の事務
- ・ 部活動対応
- ・ その他指導と直接関係ない事務等

超過勤務の常態化

児童生徒に向き合う時間・
教育の質の向上のための
時間の不足

時間外・土日の勤務の増加

病気休暇・退職等による
欠員数の増加及び
これを補う制度の機能不全

管理職・ミドルリーダー
教員の負担増加

教員採用を取り巻く状況

教員採用候補者選考
受験者数の低下

採用倍率低下

教員になること
への意欲低下

3 プランの策定

(4) プラン策定の必要性及び現状の課題

- ▶ 教員の採用倍率も低くなっている中、次の世代を担う子どもたちの教育の充実を図るには、このような環境を変革させ、学校現場をより働きやすい環境にしていくことで、教育現場を担う若者たちへ教員という職の魅力や働きがいを訴求する新たな環境づくりを実現するとともに、ひいては、それが教育の質の向上及び持続可能な学校運営につながるようにしていく必要がある。
- ▶ こうした状況を受け、教育委員会として「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を策定し、教員がその専門性を十分に発揮し、授業準備や子どもと向き合うための時間を確保できるようにするため、学校・教育委員会双方で具体的な取組みを定めることとした。

3 プランの策定

(5) プランの位置づけ及び計画期間

▶ 位置づけ

「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」策定は、上位計画である世田谷区教育振興基本計画において定められた取組み項目「学校への支援と働き方改革」において、「学校への支援体制の強化」の重点取組みとして掲げられている。本プランはその趣旨に沿って、学校における働き方改革の考え方や具体的な取組み計画を示す。なお、特に教員の負担感が高い、学校現場から見て「現場が変わっていく」と実感できる取組みを「緊急対策プラン」として取りまとめ、令和7年度より優先的に取り組む。



▶ 計画期間

計画期間は4年間とし、令和7年度から令和9年度までの3年間を集中取組期間、令和10年度を検証期間とする。令和10年度に3年間の取組みの結果と課題を分析し、更なる改善を図る。

4 プランの基本的な考え方

4 プランの基本的な考え方

(1) 現状の課題を踏まえた3つの取組み方針

- ▶ 現状の課題から見えてきた「**業務負荷の増加のサイクル**」から抜け出すため、教員の事務等の負担を軽減させるとともに、教育の質の向上に効果があり、かつ学級運営の負担を軽減する人的支援を行い、地域の中の学校として運営していくことができる取組みを同時に実施していくため、「**①校長による組織マネジメント力の強化**」、「**②社会状況の変化を踏まえた授業・取組みの充実**」、「**③地域とともに未来を切り拓く共創型の教育の確立**」の3つの取組み方針を設定し、その実現を目指していく。

【3つの取組み方針】

I

校長による組織マネジメント力の強化

学校内外における様々な会議体・関係機関等との連携を強化するなど、学校の経営支援体制を充実させ、校長の組織マネジメント力をこれまで以上に発揮できるようにし、事務負担の軽減はもとより、学びの変化やいじめ重大事態等へ着実に対応していくことにより、安定的な学校経営を実現する。

II

社会状況の変化を踏まえた授業・取組みの充実

社会状況の変化により生じた学校への要望や様々な役割を、教育委員会が支援する取組みを実施することにより、保護者・地域のニーズに応えながら、学校の負担の軽減、業務の効率化、支援体制の強化等を図るとともに、生み出された創造的余白の時間を十分に活用し、教育の質を向上させる。

III

地域とともに未来を切り拓く共創型の教育の確立

世田谷の強みである地域の教育力を生かし、多様な主体・資源との連携・協働による持続可能な学びを創造する。学校を核とした、子ども、地域、家庭がつながる地域コミュニティの強化を図り、子どもの学びと成長を地域で支える仕組みを構築する。

4 プランの基本的な考え方

(2) 取組み推進にあたっての7つの基本的な考え方

- ▶ 3つの取組み方針のもと、各取組みの推進にあたっての「基本的な考え方」を、次の7つに整理する。

【3つの取組み方針】

I

校長による組織マネジメント力の強化

II

社会状況の変化を踏まえた授業・取組みの充実

III

地域とともに未来を切り拓く共創型の教育の確立

【7つの基本的な考え方】

1

各学校による自主・自律的な改善の推進

2

教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

3

持続可能な部活動体制の構築

4

教員の事務負担軽減

5

学校施設の管理や活用の見直し

6

学校と地域との協働と強固な協力体制の構築

7

学校と教育委員会等との連携の強化

4 プランの基本的な考え方

(2) 取組み推進にあたっての7つの基本的な考え方

1 各学校による自主・自律的な改善の推進

これまでも、学校現場では自主的に多くの改善を実施してきているが、引き続き継続的に取り組んでいくことが必要である。そのためには、各学校が自主的・自律的に改善に取り組むことができるよう、教育委員会として学校現場の状況を細やかに把握して伴走支援するなど、必要な運営面の支援や指導・助言を行っていく。

また、各校で取り組んでいる改善の内容や成果を教育委員会として把握し、その内容を各校へ共有する仕組みを整えていく。

2 教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

令和10年度より、小学校高学年における教科担任制を導入する東京都の取組み方針に合わせ、教科を集中して授業準備等を行えるように仕組みを変え、中学校の教科担当との連携も強化し、小・中ともに授業の質の向上を図っていく。

また、現在行っている授業のあり方を検証し、区として進めている「探究的な学び」が推進できる体制を整え、区の特徴的な取組みである「学びの多様化学校」や「夜間中学校」の質の確保、更に帰国・外国人児童・生徒への取組みの支援を強化していく。

更に、教員の年齢構成が大きく変わる中、区独自

教員による若手教員への支援を行うとともに、急な休職や退職にも対応できる体制を構築する。

学校や学級経営を安定的に行っていくため、どのような人的支援が有効かという視点から、現在の会計年度任用職員等の職のあり方を検証し、見直しを行う。

あわせて、いじめ等の発生時に児童・生徒へ寄り添った対応を組織的に行うため、学校の経営体制を更に強化する。更に、近年複雑・多様化する保護者対応等の困難事例への対応のための体制を強化し、学校からの相談、学校への指導、また、区他所管課との連携が遅滞なくできるよう強化を図っていく。

4 プランの基本的な考え方

(2) 取組み推進にあたっての7つの基本的な考え方

3 持続可能な部活動体制の構築

中学校における部活動において、本格的に競技等へ取り組みたい、純粋に活動を楽しみたい、などの生徒の部活動に対する思いを大切にし、生徒一人ひとりの希望や状況に応じた活動が継続できる体制を整えるとともに、顧問を希望する・希望しないにかかわらず、教員が適切に部活動に関わることができ、指導員の確保や運営等について区内団体、大学等と協働し、持続可能な部活動の支援体制を構築していく。

4 教員の事務負担軽減

授業や児童・生徒への時間の確保を最優先とし、学校経営において発生する教員の事務については、必要最小限とする。特に教員の負担感が高い、私費会計や学校徴収金事務、各種調査・アンケートについて、人的な支援の考え方や体制を整理するとともに、新たな仕組み・手法の導入を検討し、実施していく。更に、各システムの連携を進めるなど、学校における各種事務処理のDX化を継続的に進めていく。

4 プランの基本的な考え方

(2) 取組み推進にあたっての7つの基本的な考え方

5 学校施設の管理や活用の見直し

社会状況の変化により、地域における学校施設の重要性は非常に高まっている。区では学校施設整備については複合化を基本としており、学校を地域に開かれた資産として、地域利用の拡充策を検討するとともに、現在、地域利用や施設の維持管理において教員が担っている負担を軽減し、地域における学校施設の役割を持続的に果たせる体制を構築していく。

また、区内における児童・生徒や保護者の生活状況を踏まえた学校施設の利用に向けて、利用時間帯について検討し、児童・生徒の安全を前提とした新たな利用ルールや仕組みを構築していく。

6 学校と地域との協働と強固な協力体制の構築

学校を核としたコミュニティづくりを基本に据え、学校と地域双方が協働して子どもたちを育む仕組みとするため、これまでの仕組みを地域や学校の状況にあわせて見直し、新たな地域運営学校の取組みを行う。更なるコーディネート機能の強化によって、学校運営に地域の参加を促すことで、地域の横のつながりの醸成や地域の活性化を図り、学校の学びの質の向上による学校力を高める取組みを推進する。

4 プランの基本的な考え方

(2) 取組み推進にあたっての7つの基本的な考え方

7 学校と教育委員会等との連携の強化

学校経営を絶えず刷新させ、学校に対する全体支援をより効果的なものとするため、教育委員会内における事務の一元化、教育委員会内部事務（人事・給与・福利等）業務の民間委託化を図るなど、効果的・効率的な組織・事務運営体制を構築する。そして、教育委員会と区内外の関係団体との連携を進め、学校の状況把握や人的支援、教員のメンタルヘルス対策など、学校への支援の強化を図っていく。

また、学校現場における状況を素早く把握し対応するため、新たな情報共有の場を設けるなど、連携の強化を図っていく。

4 プランの基本的な考え方

(3) 取組み項目

▶ 以上の基本的な考え方を踏まえ、以下の各項目に取り組んでいく。（「緊急対策プラン」については次ページ以降参照）

基本的な考え方	番号	取組み項目	ページ
①各学校による自主・自律的な改善の推進	1-1	【緊急対策プランA】モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進	54
②教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化	2-1	【緊急対策プランB】小学校高学年における教科担任制の導入及び新人育成・緊急対応の強化のための区独自教員の配置	55
	2-2	教育の質の向上に向けた学びの変化	65
	2-3	会計年度任用職員・有償ボランティア等の運用等に関する見直し	67
	2-4	子どもたちへの新たな体験学習の推進	68
	2-5	【緊急対策プランC】配慮を要する児童・生徒への支援の拡充	57
	2-6	帰国・外国人児童・生徒への対応支援	69
	2-7	【緊急対策プランD】児童・生徒及び保護者対応に関する支援体制の強化	59
③持続可能な部活動体制の構築	3-1	部活動の地域連携・地域展開	70
④教員の事務負担軽減	4-1	【緊急対策プランE】学校徴収金事務の負担軽減	60
	4-2	校務系・学習系ネットワークの整備	71
	4-3	就学事務の効率化	72
	4-4	連合行事、移動教室その他の校外学習の見直し	73
	4-5	学校へ送付される周知文書等についての見直し	74
	4-7	【緊急対策プランF】文書管理システムの事務負担への対応	61
	4-8	幼稚園の副園長等の事務負担軽減	75
	4-9	<6-1へ統合> 副校長の事務負担軽減	76
	4-10	指導補助員等配置の拡充	77
	4-11	教員のICT活用支援	78
	4-12	<新規> 水泳指導のあり方を見直し	79
	5-1	学校施設の管理手法の見直し	80
⑤学校施設の管理や活用の見直し	5-2	小学校の朝開門	81
	5-3	子ども見守りアプリの環境整備	82
⑥学校と地域との協働と強固な協力体制の構築	6-1	【緊急対策プランG】学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編	62
	6-2	まちの学びの拠点に向けた取組み	84
⑦学校と教育委員会等との連携の強化	7-1	教職員のメンタルヘルス対策の充実	85
	7-2	学校保健業務サポートの拡充	86
	7-3	適正な事務執行の支援	87

5 緊急対策プラン

5 緊急対策プラン

(1) 緊急対策プランの考え方

- ▶ 「7つの基本的な考え方」に基づき取り組んでいくためには、教員の負担感が高い取組みを、以下の各時間帯において、教育委員会が主体となって、改善・支援する必要がある。



①開門時間の繰り上げ等の保護者からのニーズや、授業準備や前日の仕事の残りへの対応などもあり、朝早く出勤する必要がある。

②勤務時間内は授業時間、休み時間は採点や給食指導、子どもと向き合う時間で一杯であり、作業等の自分のための時間を確保することが困難となっている。

③様々な校内会議や研修、保護者対応、中学校では部活動における指導など、様々な業務が勤務時間一杯まで入っており、休憩が取りにくい。

④勤務時間の終了後も、授業準備や校務分掌、事務、成績処理等を行うため、遅い時間まで勤務せざるを得ない現状がある。

改善すべきポイント

重い業務負担の常態化

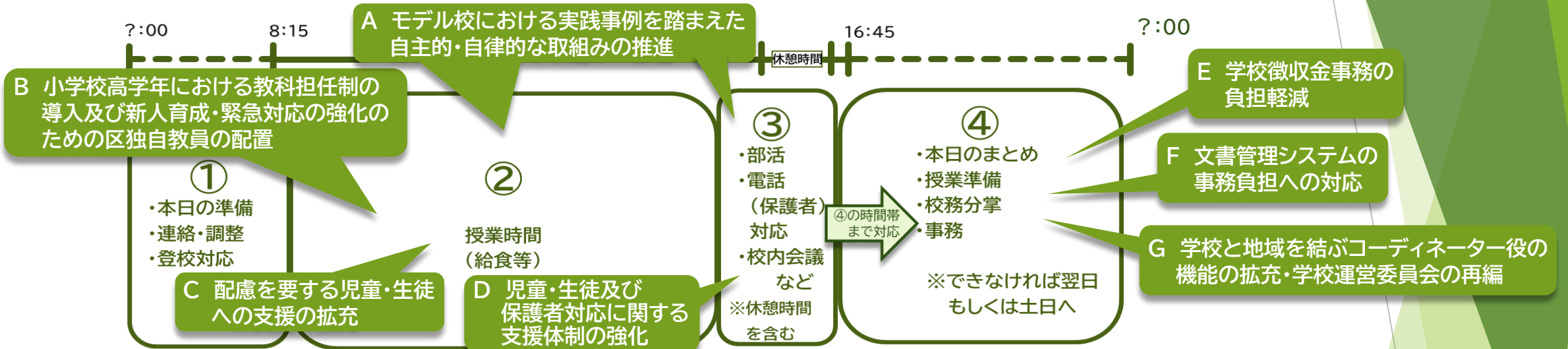
超過勤務の常態化

児童・生徒に向き合う時間等の不足

5 緊急対策プラン

(1) 緊急対策プランの考え方

- ▶ 特に教員の「負担感」が高い業務に関して、各時間帯ごとの効果を踏まえ、以下の7つの取組みを「緊急対策プラン」として実施していく。



緊急対策プランの取組み	期待される効果	関連する「7つの基本的な考え方」
A. モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進	教員の時間外在校等時間等の減	(1)各学校による自主・自律的な改善の推進
B. 小学校高学年における教科担任制の導入及び新人育成・緊急対応の強化のための区独自教員の配置	教員一人あたり授業時間数の減	(2)教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化
C. 配慮を要する児童・生徒への支援の拡充	学級運営等における支援強化	(2)教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化
D. 児童・生徒及び保護者対応に関する支援体制の強化	対応困難事例等における支援強化	(2)教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化
E. 学校徴収金事務の負担軽減	事務に携わる教員の負担の減	(4)教員の事務負担軽減
F. 文書管理システムの事務負担への対応	事務に携わる教員の負担の減	(4)教員の事務負担軽減
G. 学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編	地域との協力関係の強化	(6)学校と地域との協働と強固な協力体制の構築

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

1-1

基本的な考え方①

各学校による自主・自律的な改善の推進

【緊急対策プランA】

項目番号	1-1	モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進			所管部	学校教育部	
目標	区内のすべての小・中学校において、自主・自律的な教員の働き方改革の取組みが実施されることで、教育の質の向上と持続可能な学校運営の実現を達成する。						
取組み内容	① 伴走支援校における伴走支援・調査・分析 計画策定期間においては、本プランの取組みをモデル校として実施している学校等を区の「伴走支援校」として指定(令和7年度は東京都の業務改革支援事業も活用)し、本プランに基づく取組みを含め、各校が自発的に働き方改革の取組みを着実に推進していけるよう、教育委員会が伴走支援する。更に取組みの調査・分析を行い、その結果を全校で活用していく。			② 全校における働き方改革の取組みの把握及び情報共有 全校における働き方改革の取組みを教育委員会として把握し、先進的な働き方改革の取組みを全校に共有することにより、区内各校による自主・自律的な取組みの推進を図る。		③ 働き方改革に関する研修の実施 学校の管理職や働き方改革の推進役の教員向けの研修を実施し、全校における取組みの底上げを図る。	
取組みの年次別計画		R6		R7	R8	R9	R10
① 伴走支援校における伴走支援・調査・分析	計画	伴走支援校選定(8校程度)		実施(8校程度)	実施(20校程度)	実施(20校程度)	検証
	実績	伴走支援校選定		実施(区:8校、都:4校)			
② 全校における働き方改革の取組みの把握及び情報共有	計画	調整		実施	継続実施	継続実施	継続実施
	実績	実施		働き方改革の取組み調査実施・共有			
③ 働き方改革に関する研修の実施	計画	実施		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	実績	実施(校長2回、教務主任1回)		継続実施(校長2回、副校長1回)			
目指すべき効果・成果	伴走支援校における取組みを支援して着実に推進するとともに、その状況を調査・分析し、その他の各校が自校の状況にあわせて取組みを取り入れ、自主的に実践できるようにすることにより、各校における時間外在校等時間の削減や教員の年次有給休暇の取得の増加などの具体的な成果に繋げる。						
主な修正点	令和8年度以降の伴走支援について、学校ごとの現状を踏まえ継続実施していくこととした。						

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランB】(1/2)

2-1

基本的な考え方②

教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

項目番号	2-1	小学校高学年における教科担任制の導入及び新人育成・緊急対応の強化のための区独自教員の配置	所管部	学校教育部
目標	会計年度任用職員として区独自教員を採用し、教科担任制の導入及び新人育成・緊急対応の強化等を図ることにより、教育の質の向上を図る。 ①小学校高学年における教科担任制の導入 小学校高学年において教科担任制を導入し、教員が担当する教科数を限定(1教科+算数+道徳・特別活動・総合的な学習の時間)することで、集中的な教材研究を可能とし、授業の質を高める。 ②新人育成及び緊急対応の強化等 - 小学校のブロックごとに、配置先の学校を固定しない「学級経営支援教員」を配置し、巡回しながら新人育成を担当するとともに、教員の欠員などの緊急時には該当校に配置して担任業務を補佐することにより、安定的かつ持続可能な学級運営を推進する。 - 夜間中学において、教員の人事異動に関わらず、安定的な学級運営を維持できるようにする。			
取組み内容	①小学校高学年における教科担任制の導入 東京都では令和10年度までに12学級以上の学校で高学年における教科担任制を実施予定であるが、<u>大規模校(1学年5～6学級)においては、同じ教科を持つ教員間の連携による質の向上や、時間割の編成等の課題について、先行して専任の区費講師を加配して研究に取り組む。</u> また、東京都の教科担任制は11学級以下の小規模校ではモデル校のみ実施のため、<u>世田谷区独自の取組みとして、小規模校(11学級以下)に専任の区費講師を加配し、高学年で教科担任制の研究を行うことにより、令和10年度以降に円滑に小規模校においても教科担任制が実施できるように取り組む。</u> 教科担任制の効果を高め、令和10年度以降に円滑に小規模校においても教科担任制が実施できるようにするため、モデル校及びモデル校の属する学び舎の学校において教科担任制の研究に取り組む。 ②新人育成及び緊急対応の強化等 - 小学校のブロック(全8ブロック)に学級経営支援教員を配置する。 - 欠員等が生じ副校長が担任に入るケースでは、緊急時の対応として区費講師を時限的に配置し、副校長が行う担任業務を補佐する。 - 夜間中学において経験ある教員を夜間学級支援教員として配置する。			

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

2-1

基本的な考え方②

教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

【緊急対策プランB】(2/2)

取組みの年次別計画			R6	R7	R8	R9	R10
①小学校高学年における教科担任制の導入			計画	導入(2校) ※小規模校1・大規模校1	拡充(計3校) ※小規模校1・大規模校2	継続(計3校) ※小規模校1・大規模校2	小規模校のみ実施
			実績	導入(2校) ※小規模校1・大規模校1			
(参考)都の加配(都費)による教科担任制の推進			計画	都加配校(2校)	都加配校(計3校)	都加配校(計9校)	未定
			実績	都加配校(2校)	都加配校(計3校)		都による本格実施
②新人育成及び緊急対応の強化等	学級経営支援教員	新人育成等	計画	配置(4名)	配置(計4名)	拡充(計8名)	拡充(計16名)
			実績	配置(1名)			
	緊急対応(区費講師)		計画		拡充(計4名)	拡充(計8名)	配置(計8名)
			実績	配置(3名)			
	夜間中学		計画	配置(1名)	継続	未定	未定
			実績	都費非常勤教諭(1名)			

目指すべき
効果・成果

①小学校高学年における教科担任制の導入

各教員の担当教科数が削減されることにより、教材研究が充実し、児童の授業に対する満足度が高まるとともに、教材研究にかかる負担が軽減し、時間外在校時間が減少する。

②新人育成及び緊急対応の強化等

- 学級経営支援教員の配置により、新人育成の負担軽減(指導担当教員及び副校長)、区の重点的な取組み(探究的な学び、キャリア・未来デザイン教育等)に関する指導の徹底が図られるとともに、急な休職や退職等による学校の欠員を補い、持続可能な学級運営を継続する。
- 夜間中学の安定的な学級運営が維持され、担当教員が特色ある教育を実践できる。

主な
修正点

当初想定していた、教員の欠員などの緊急時に副校長が行う担任業務を補佐する業務については、複数の欠員の発生により、任用した学級経営支援教員だけでは対応が難しいことから、区費講師も補助的に活用することとし、学級経営支援教員の主な役割を新人育成等と緊急対応に分けて対応することとした。

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランC】(1/2)

項目番号	2-5	配慮を要する児童・生徒への支援の拡充	所管部	教育総合センター・学校教育部
目標	通常学級における特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒に対する人的支援を推進し、子どもたちの学びと育ちの充実と教員負担の軽減を図る。			
取組み内容	学校現場及び教育委員会の体制を強化し、人的支援を拡充するとともに、教員や支援員等の専門性を向上させつつ、各学校における校内委員会の機能強化を図り、学校現場と教育委員会が一体となった支援体制の構築に向けて取組みを進める。			
	(1)教育委員会及び学校の体制強化			
	①「インクルーシブ教育支援チーム」による学校支援の実施(拡充)			
	教育現場に精通する教員経験者やスクールソーシャルワーカーで構成される「インクルーシブ教育支援チーム」を拡充し、学校支援体制を強化する。			
	小・中学校全校を対象とした学校訪問、支援や配慮を要する児童・生徒の観察・アセスメント、校内委員会等における教職員への助言、また、個別指導計画等の作成支援や教員向け研修等の取組みを通じて、各学校における「校内委員会を基盤とした支援体制の構築」を継続的に支援する。			
	②「特別支援教育コーディネーター業務代替教員」等の中学校への配置(拡充)			
	小学校の「特別支援教育コーディネーター」については、就学相談業務を兼務で担っていることから、授業や保健室業務を代替する講師や看護師の配置を既に行っているが、中学校においても校内委員会の企画・運営、有償ボランティアや支援員の調整、個別支援シートの作成・管理等、コーディネーター業務は多岐に渡っていることから、コーディネーターを務める教員の負担を軽減し、当該業務に集中させるため、小学校と同様に代替教員等の配置による人的支援に取り組む。			

取組み
内容

- ③ 指導計画作成システム実証
配慮が必要な児童・生徒の行動観察、アセスメントを行うためのシステム導入について、令和9年度以降の全校展開を見据えて実証を行う。
- (2)人的支援の拡充
- ④「インクルーシブ教育支援員A」(旧:学校包括支援員)の拡充
令和7年度、通常学級における配慮が必要な児童・生徒への支援として、「学校包括支援員」を「インクルーシブ教育支援員」と改め、A・Bに区分し、インクルーシブ教育支援員Aは、従来の各校1名体制から、小学校のみ各校2名体制に拡充した。令和8年度以降、中学校においても、支援員1名では対応が難しい学校を支援できるよう、拠点とする学校4校に、加配・応援できる人員体制を整え、より効率的な支援体制を構築する。
- ⑤ 特別支援学校就学相当の児童・生徒への「インクルーシブ教育支援員B」による支援
通常の学級に在籍する特別支援学校就学相当の児童・生徒に対し、学習参加支援等を継続的に行うため「インクルーシブ教育支援員B」を配置する。
- ⑥「学校生活サポーター」による学校支援の拡充(通常の学級)
通常の学級において支援を要する児童・生徒のうち、個別の見守りや特定の時間等における支援に柔軟に対応できるよう、「学校生活サポーター」(有償ボランティア)による支援を拡充する。
- ⑦「エデュケーション・アシスタント」の設置
令和7年度、小学第1学年におけるクラス運営を重要視し、1学年の学級の経営上必要な業務全般の補助等を担う「エデュケーション・アシスタント」を配置した。令和8年度以降、1学年の支援を基本としつつ、学校の実情に応じた支援にむけて、より柔軟な運用・体制を検討する。
- (3)教員の専門性・指導力の向上
- ⑧ 多様な研修の充実による教員や支援員の専門性・指導力・支援力の向上
障害のあるなしにとどまらず、さまざまな背景や状況の児童・生徒の増加が見込まれることから、職種や職層にあわせた研修を行うことにより教員や支援員の専門性、(教員の)指導力、支援力の向上を図り、学びや支援の質の底上げにつなげていく。

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

2-5

基本的な考え方②

教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

【緊急対策プランC】(2/2)

項目番号	2-5	配慮を要する児童・生徒への支援の拡充	所管部	教育総合センター・学校教育部		
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
① 「インクルーシブ教育支援チーム」による学校支援の実施(拡充)	計画	学校訪問・学校生活サポーターの人員査定	学校訪問等・学校生活サポーターの人員査定・助言等(試行)	全校訪問・教職員への助言等	全校訪問・教職員への助言等	全校訪問・教職員への助言等
	実績	75校への訪問・学校生活サポーターの人員査定	90校への訪問・学校生活サポーターの人員査定・助言等(試行)			
② 「特別支援教育コーディネーター代替講師」等の中学校への配置	計画	小学校のみ支援	中学校での支援開始	小・中学校での支援継続	小・中学校での支援継続	小・中学校での支援継続
	実績		中学校4校での支援			
③ 指導計画作成システムの導入	計画	検討	実施・検証	実施・検証	全校導入	全校導入
	実績	検討	実施・検証			
④ 「インクルーシブ教育支援員A」(旧:学校包括支援員)の拡充	計画	検討(学校包括支援員98名)	実施・検証(体制拡充:小学校)	実施・検証(体制拡充:中学校)	実施・検証	実施・検証
	実績	検討(学校包括支援員98名)	各小学校2名、各中学校1名配置			
⑤ 特別支援学校就学相当の児童・生徒への「インクルーシブ教育支援員B」による支援	計画		該当校での支援	該当校での支援	該当校での支援	該当校での支援
	実績		13校へ14名のインクルーシブ教育支援員Bを配置			
⑥ 「学校生活サポーター」による学校支援の拡充(通常の学級)	計画	支援実施	支援拡充	支援拡充	支援拡充	支援拡充
	実績	計75校での支援	計77校での支援			
⑦ 「エデュケーション・アシスタント」の設置	計画	検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
	実績	検討	各小学校1名配置			
⑧ 多様な研修の充実による教員や支援員の専門性・指導力・支援力の向上	計画	検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
	実績	検討	実施・検証			

目指すべき効果・成果

各取組みの推進により、校内委員会を基盤とした体制を令和8年度中に全校で整備し、児童・生徒が安心して学び、育つ環境を整える。

主な修正点

インクルーシブ教育支援チームの業務のあり方の見直しや、インクルーシブ教育支援員Aの中学校での体制拡充等を踏まえ、取組み内容や年次別計画を一部修正した。

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

2-7

基本的な考え方②

教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

【緊急対策プランD】

項目番号	2-7	児童・生徒及び保護者対応に関する支援体制の強化			所管部	学校教育部
目標	児童、生徒のいじめや学校での問題行動に関する対応困難事例に関し、その対応方針、保護者や本人への対応等について、心理士や校長経験者、弁護士等専門家による多角的な視点から検討し、学校に指導・助言するとともに、保護者への対応を行う。また、増加している事例件数に遅滞なく対応できるよう、教育支援チームの質的、量的な拡充を図っていく。					
取組み内容	① 一部の保護者・地域住民による過度な期待や要求への対応力の向上に取り組む。その内容について、保護者や地域住民に周知する。 ② 学校問題について、教育指導課内の連携や情報共有を円滑に行い、特に初期対応について適切かつ迅速に対応できるよう、教育支援チームのメンバーを増員し、校長・副校長経験者と指導主事がバディで対応する新たな体制を整える。また、弁護士の勤務日数を増やし、重大事態への対応を含め、法的な視点からの学校支援をより迅速に行うことができるようにする。 ③ 暴力行為やいじめ等の学校問題について、よりよい解決に向けた学校・教育委員会と警察との効果的な連携体制を整える。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
学校問題への対応力の向上	計画	検討	検討・方策の策定	体制強化・方策の策定	実施	実施
	実績	検討	体制強化の検討 対応困難事例の分析			
弁護士の勤務日数の増加	計画	週2日勤務	拡充・検証	週5日勤務に拡充・ 検証	拡充した勤務日数を継続・検証	拡充した勤務日数を継続・検証
	実績	週2日勤務	週3日勤務に拡充			
目指すべき効果・成果	学校の対応力の向上を図るとともに、学校が対応できること・できないことのラインを明確にし、学校、教育委員会、関係機関が連携して対応する体制を整えることにより、過度な期待や要求を含め、学校問題対応に要する時間を縮減する。					
主な修正点	教育支援チームのメンバーの増員による新たな体制の整備や、弁護士の勤務日数の増について追記した。 (取組み内容より、項目の位置づけを「基本的な考え方②」に移動した)					

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

4-1

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

【緊急対策プランE】

項目番号	4-1	学校徴収金事務の負担軽減		所管部	学校教育部		
目標	各学校における教材費や校外学習参加費等の学校徴収金(私費会計)事務に教員が関わっていることから、金銭取扱いの安全性の確保に留意しながら、学校徴収金集金サービスを導入するとともに、これまで学校によって処理方法等が異なっていた事務を統一することにより、教職員の負担を軽減する。						
取組み内容	学校(教職員)の負担軽減を主眼とし、保護者の負担、区財政への影響等にも考慮し、徴収金業務にSaaSを活用する。学校を通さずに教材事業者等への支払いができるなど集金関連業務を大幅に削減できる。 令和7年度は先行実施校(11校)にて、SaaSを活用した徴収金業務を実施し、導入効果の検証結果を踏まえて、令和8年度以降、区内小・中学校全校にて本格的に実施する。						
取組みの年次別計画			R6	R7	R8	R9	R10
新たな手法の調査・検討及び決定	計画		実施				
	実績		実施				
新たな手法による事務の試行 (事務処理の整理、マニュアルの作成)	計画		マニュアル作成	試行実施			
	実績		マニュアル作成	試行実施(11校)			
新たな手法による事務の本格実施 (マニュアルの見直し)	計画				実施	実施	実施
	実績						
目指すべき 効果・成果	①事務作業の負担軽減 ②未納者対応の負担軽減 ③徴収金業務の均一化						
主な修正点	なし						

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

4-7

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

【緊急対策プランF】

項目番号	4-7	文書管理システムの事務負担への対応			所管部	教育政策・生涯学習部／学校教育部	
目標	文書管理システム等による事務処理に関して、教職員への支援体制が十分ではなく、副校長等に過度な負担が生じていることから、研修の実施等により、負担軽減を図る。						
取組み内容	①新任及び区外から転任の副校長・事務職員に対して学校文書管理システムの研修を実施し、マニュアルやFAQ等を充実させる。 ②学校文書管理システムヘルプデスクの対応時間を見直すとともに効果を検証し、新たなサポート体制を整備する。						
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10	
学校文書管理システムの 操作研修の実施及び マニュアルやFAQ等の 充実	計画	研修実施の検討	研修実施 マニュアル更新	研修実施 FAQ作成	研修実施 マニュアル・FAQ更新	研修実施 マニュアル・FAQ更新	
	実績	研修実施の検討	操作研修の実施 (全3回)				
学校文書管理システム ヘルプデスクの対応時間 の見直し	計画	見直しの検討	時間延長	時間延長(4月) 効果検証	検証に基づく実施 新たなサポート体制検討	検証に基づく実施 新たなサポート体制実施	
	実績	見直しの検討	4月・3月のみ1日 当たり1時間延長				
目指すべき 効果・成果	取組みにより、各学校内で文書管理システムが円滑に使用され、意思決定がスムーズに行われる。						
主な修正点	ヘルプデスクによる対応のあり方を見直すとともに、マニュアルやFAQ等の充実を図ることとした。						

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランG】(1/2)

6-1

基本的な考え方⑥

学校と地域との協働と強固な協力体制の構築

項目番号	6-1	学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編	所管部	学校教育部
------	-----	------------------------------------	-----	-------

目標

【学校運営体制の強化】

(1) 学校を支える仕組みの整理・統合

区立小・中学校の地域運営学校の仕組みを見直し、これまでの「開かれた学校」から、「学校と地域が相互に協力し、子どもと地域がともに育ち、活性化する」という視点に基づき、現行の仕組みをより効果的かつ持続可能なものとする。

(2) 学校と地域を結ぶコーディネート機能の強化

地域とのコーディネート機能の担い手として、会計年度任用職員として新たに「副校長補佐(学校地域協働推進員)」を各校に配置することにより、学習や活動の支援を充実させるとともに、副校長の事務負担の軽減を図る。あわせて、現在の学校支援コーディネーターと協力し、地域との協働の促進を図る。

取組み内容

(1) 学校を支える仕組みの整理・統合

① 学校運営協議会

- これまでの「学校運営委員会」、「学校関係者評価委員会」、「学校協議会」、「学校支援地域本部」の仕組みを整理・統合し、名称を「学校運営協議会」とする。
- 「学校運営協議会」は、地域と学校がともに学校運営を担う場として明確に位置付け、学校経営の目標、学校を取り巻く課題の把握および解決方法の検討を行う熟議の場とする。課題解決に向けた具体的な取組みは「活動グループ」が担い、その活動を踏まえ学校の課題や状況を把握し、学校評価へとつなげる。

② 学校関係者評価

- 学校関係者評価の方法を見直すとともに、「学校運営協議会」の役割の一つとし、協議会の委員が担うこととする。

③ 活動グループ

- 各校の実情にあわせ、児童・生徒の活動を支援することを目的に設置する。
- 教育委員会が要請するものや地域からの要請に基づき設置することとする。

(教育委員会の要請に基づく活動グループの取組み)

- 中学3年生向けのオンライン土曜講習会を廃止し、現行の放課後学習支援と連携した、小・中学校における学習支援を全校で実施する。
- 現在の水泳指導補助員による授業補助を令和8年度より、活動グループの取組みとして実施する。

(地域と連携した活動グループの取組み)

- 学校と地域が連携し、学校や地域の課題解決に向けて活動グループを立ち上げ、取組みを推進する。

(2) 学校と地域を結ぶコーディネート機能の強化

- 各校に、会計年度任用職員の「副校長補佐(学校地域協働推進員)」を新たに1名配置し、「学校運営協議会」の事務局機能、地域学校協働活動におけるボランティアの調整、学校の渉外対応を担う。
- 会計年度任用職員である「副校長補佐(学校地域協働推進員)」については、令和8年度から3か年程度をかけて各学校で人選を行う。

5 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

6-1

基本的な考え方⑥

学校と地域との協働と強固な協力体制の構築

【緊急対策プランG】(2/2)

項目番号	6-1	学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編					所管部	学校教育部
取組みの年次別計画			R6	R7	R8	R9	R10	
①学校を支える仕組みの整理・統合	計画	現状把握・ 学校意見確認	庁内調整・要綱等の 修正・学校等周知	実施	実施	実施		
	実績	現状把握・ 学校意見確認	実施に向けた調整					
②学校と地域を結ぶコーディネート 機能の強化	計画	現状把握・ 学校意見確認	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証		
	実績	現状把握・ 学校意見確認	実施・検証					
目指すべき 効果・成果	①地域運営学校の新たな体制			②学校と地域を結ぶコーディネート機能の強化				
	区立小・中学校の地域運営学校を新たな体制として運営していくことにより、学校は地域の力を活用して教育の質を高めつつ教員の負担を軽減し、地域は子どもたちの成長に関わることで絆が深まり、誇りと賑わいが醸成される好循環を実現する。			新たに配置する「副校長補佐(学校地域協働推進員)」が地域と協働した活動の外部折衝、学校運営を支える会議の運営、地域関係者との連絡窓口を担うことで、地域連携の中核を担う教員や副校長の業務軽減につながる。また、教員人事に左右されない地域連携活動が可能となる。				
主な修正点	・「学校運営協議会」や「活動グループ」の役割、「副校長補佐(学校地域協働推進員)」の配置等、学校を支える仕組みの詳細を改めて整理したことにより、全面的に更新を行った。 ・水泳指導補助員の業務と、放課後学習支援と連携した小・中学校における学習支援事業を「活動グループ」に移行し、令和8年度より実施することとした。【水泳指導補助員:項目番号4-10参照】							

6 基本的な考え方に基づく取組み

6 基本的な考え方に基づく取組み

2-2

基本的な考え方②

教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

項目番号	2-2	教育の質の向上に向けた学びの変化			所管部	学校教育部
目標	① 振替休業日を設定しない土曜日授業を廃止する。 ② 次期学習指導要領の改訂に合わせ、新たな世田谷区の教育課程を検討し、教育の質の向上を図る。 ③ 現在の教育課程における改善に取組み、教育の質の向上を図る。					
取組み内容	① 各学校において学校運営委員及び地域へ土曜授業の廃止について説明し理解を求めるとともに、振替休業日を設定する土曜授業で行う教育活動について、教育課程上の位置づけやねらいを踏まえて検討し、外部との調整を行う。 ② 次期学習指導要領の方向性として示された「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」を踏まえながら、世田谷区の教育課程のあり方について、学識経験者を構成員に含む「世田谷区教育検討委員会」を立ち上げ、キャリア・未来デザイン教育の延長線上の取組みを継続しながら、探究的な学びを軸に世田谷の子どもたちの学びをブラッシュアップする。その中で、教科「日本語」を含む総合的な学習の時間のあり方についても決定する。 ③ 国際理解教育の充実(英語教育・海外派遣事業)に取組み、 教育の質の向上を図る。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
① 土曜授業の見直し	計画	検討・周知	廃止	地域等への説明の継続	地域等への説明の継続	地域等への説明の継続
	実績	検討・周知	廃止			
②「世田谷区教育検討委員会」における検討・実施	計画	議論の方向性の検討	学習指導要領研究・検討	方針案の検討	方針の決定 周知資料の作成	教材等の準備
	実績	議論の方向性の検討	世田谷区教育課程検討素材の整理			
③-1 英語教育の充実	計画	検討	ALTの配置拡充 拡充計画の策定	オンライン英会話の導入 AI英会話の導入 オンライン国際交流の導入	継続実施	継続実施
	実績	検討	ALTの配置拡充 拡充計画の策定			

6 基本的な考え方に基づく取組み

2-2

基本的な考え方②
教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
③-2 体験活動の充実	計画		拡充計画の策定	小学生 国内体験拡充 中学生 海外派遣拡充	継続実施	継続実施
	実績		拡充計画の策定			
目指すべき効果・成果	①-1 教員の週休2日の実現による負担減 ①-2 児童・生徒の主体的で多様な課外活動への参加 ② 学校や世田谷区の特色やを生かした総合的な学習の時間を核とした探究的な学びの充実 ③-1 英語によるコミュニケーション力(意欲・技能)の向上 ③-2 異文化への理解が進み、グローバルな視野をもった児童・生徒の育成		主な修正点	令和8年度に「世田谷区教育検討委員会」を立ち上げ、令和10年度以降の総合的な学習の時間や教科「日本語」について検討するため、令和7年度は現状を把握し、検討素材をまとめた。 国際理解教育の充実を目指し、英語授業の質の向上及び支援体制を強化するために、小学校5・6年でオンライン英会話、中学校でAI英会話及びオンライン国際交流を導入することとした。また、体験活動を見直し、小学生の海外派遣を国内での体験に移行して拡充するとともに、中学生の海外派遣を拡充することとした。		

6 基本的な考え方に基づく取組み

2-3

基本的な考え方②
教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

項目番号	2-3	会計年度任用職員・有償ボランティア等の運用等に関する見直し	所管部	学校教育部、教育政策・生涯学習部、教育総合センター		
目標	教育委員会が任用している会計年度任用職員・有償ボランティア等のうち、教員の業務支援を行っている職を総点検するとともに、運用等に関する見直しを行うことにより、学校における事務負担を軽減するとともに、効率的・効果的な人員配置を行う。					
取組み内容	①職のあり方の見直し 教育委員会が任用している会計年度任用職員・有償ボランティア等のうち、教員の業務支援を行っている職を総点検し、効率的・効果的な人員配置となるよう、職務が類似している職について整理・統合、業務の外部委託の活用による職の整理を検討する。		②任用等に関する書類の様式・事務手続きの見直し 学校における教員の業務支援を行う職が多く、かつ職ごとに任用や勤怠管理、報酬・謝礼の支払い等に関する書類の様式が異なることにより事務負担が大きくなっている現状を踏まえ、項目番号7-3「適正な事務執行の支援」と連動して検討し、事務の効率化・集約化が可能なものについて、教育委員会内部事務(人事・給与・福利等)業務の民間委託化や学校の内部事務の手法の見直しを検討するなど、様式・手続きの簡素化・統一化・電子化等を図る。 また、学校が各職に関する問い合わせをしやすくするため、問い合わせ先や関連事務について分かりやすく整理した上で情報共有する。			
	取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9
①職のあり方の見直し	計画	検討	実施・新たな検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証
	実績	検討	実施・PTによる検討			
②任用等に関する書類の様式・事務手続きの見直し	計画	検討	検討・実施	検証	実施・検証	実施・検証
	実績	検討	検討・実施			
目指すべき効果・成果	会計年度任用職員・有償ボランティアに関する学校の事務負担が軽減されるとともに、各職の効率的・効果的な人員配置が実現される。					
主な修正点	取組み内容(①職のあり方の見直し、②任用等に関する書類の様式・事務手続きの見直し)について、民間委託の検討・活用を図ることとした。					

6 基本的な考え方に基づく取組み

2-4

基本的な考え方②
教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

項目番号	2-4	子どもたちへの新たな体験学習の推進	所管部	学校教育部、教育総合センター		
目標	目的が類似する「新・才能の芽を育てる体験学習」の講座のSTEAM教育事業への移行や、相互連携等について、両部で検討し、STEAM教育事業の委託契約が切り替えとなる、令和8年度以降の体制を体系的に整理する。					
取組み内容	「STEAM教育事業」の次期プロポーザル(令和7年度実施)に合わせ、「新・才能の芽を育てる体験学習」の講座の「STEAM教育事業」への統合時の問題点や課題(他会場での実施、大学との調整など)を整理し、統合に向けた検討を行う。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
委託等を活用した新体制の構築	計画	現行講座の整理・体制検討	現行講座の整理・体制検討	新体制による実施	新体制による実施	新体制による実施
	実績	実施	実施			
目指すべき効果・成果	各事業の特色を最大限に打ち出すとともに、類似講座の移行や相互連携により、子ども達がそれぞれのレベルに応じて、その個性や能力を高める機会を享受することを目指す。					
主な修正点	「新・才能の芽を育てる体験学習」で実施する講座は、原則として教育総合センターの事業に統合することとした。なお、講座内容や実施形態が一致せず統合・整理が困難な一部の講座については、他所管部が実施する事業との連携など今後の展開も見据えつつ、引き続き実施方法等を検討することとした。					

6 基本的な考え方に基づく取組み

2-6

基本的な考え方②
教育の質の向上と学校・学級経営の支援強化

項目番号	2-6 帰国・外国人児童・生徒への対応支援			所管部	学校教育部	
目標	区内の外国人人口の増加に伴い、日本語指導が必要な帰国・外国人児童・生徒も増加し、少人数でのきめ細やかな日本語指導や児童・生徒一人ひとりにあわせた指導が困難になりつつあるため、帰国・外国人児童・生徒への支援を更に拡充することで、学校・学級経営の支援に繋げる。					
取組み内容	(1)補習教室の拡充 梅丘中学校で実施している補習教室において、教室数が不足していることから、まず初めに教室数の不足を解消し、グループ指導の規模の適正化を図り、その後、日本語指導を必要としている児童・生徒が通学事情等で通えないことがないよう、令和8年度以降、順次、補習教室を拡充する。			(2)日本語の理解が不十分な保護者等へのきめ細やかな支援 新小学校1年生の外国籍児童と保護者を対象として、入学前に日本の学校生活の様子や留意事項を説明する「入学前オリエンテーション」を毎年2月頃に実施する。 (3)孤独や不安を感じている児童・生徒への対応 ① 留学生による授業支援の連携先拡大に向けた検討 ② 日本語指導が必要な児童・生徒を受け持つ教員に対する研修の実施		
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
他地域における補習教室等の実施	計画	検討	調整	教育総合センターで実施	八幡小学校・用賀中学校で実施	上北沢小学校で実施
	実績	検討	PT(全4回)における検討・調整			
日本語の理解が不十分な保護者等への支援	計画	検討	調整	入学前オリエンテーション実施	入学前オリエンテーション実施	入学前オリエンテーション実施
	実績	検討	PT(全4回)における検討・調整			
目指すべき効果・成果	帰国・外国人児童・生徒が在籍校以外でも日本語を学びやすい環境を整えることで、教員が対応に当たる時間が削減される。					
主な修正点	補習教室の拡充や、日本語の理解が不十分な保護者等への支援について追加した。					

6 基本的な考え方に基づく取組み

3-1

基本的な考え方③
持続可能な部活動体制の構築

項目番号	3-1	部活動の地域連携・地域展開	所管部	学校教育部
目標	- 令和10年度に向けて、区立全中学校で、地域や学校の実態に応じ、地域連携がされた状態であることを目指す。 - 休日の練習・活動においては、部活動支援員による活動とし、顧問教員不在の活動を目指す。また、休日に顧問教員不在の活動がスムーズにできるよう、平日の部活動支援員による指導についても、十分な支援に努める。 - 令和11年度以降に休日を中心とした地域展開を進めるため、令和9年度までに考え方を整理する。			
取組み内容	① 地域連携の取組み - 教育委員会、スポーツ振興財団、学校における新たな役割分担のもとでの部活動運営への移行 - 部活動支援員の配置拡充に向けた人材バンク機能の活用、せたがや文化財団との連携 ② 地域展開に向けた取組み - 部活動地域展開事業の継続実施 - 中学校課外活動支援事業(STEP)との事業整理			

取組みの年次別計画			R6	R7	R8	R9	R10
① 地域連携の取組み	スポーツ振興財団による部活動運営支援	計画	準備	モデル校1校での実施	拡充(計9校)	順次拡充	拡充(全校)
		実績	準備	モデル校1校での実施			
	部活動支援員の配置	計画	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充
		実績	部活動支援員の配置	部活動支援員の配置、スポーツ振興財団の人材バンクの活用			
② 地域展開に向けた取組み	目指すべき仕組みのあり方検討	計画		検討	検討	検討	準備
		実績		検討			
	部活動地域展開事業(地域クラブ活動の試行実施)	計画	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	9種類の活動実施	9種類の活動実施			

目指すべき効果・成果	地域や学校の実態に応じて、部活動の地域連携・地域展開が進み、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がなくなるなど、教員の負担が軽減される。
主な修正点	「世田谷区立中学校部活動地域展開の方針」を改訂(第1次(令和7年度))し、【第1段階】として令和10年度までに全区立中学校において平日・休日の地域連携を進め、【第2段階】として令和11年度から休日を中心とした地域展開を進めることとした(教員の兼職兼業の実施を含む)。

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-2

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号

4-2

校務系・学習系ネットワークの整備

所管部

教育総合センター

目標

校務系、学習系それぞれのネットワークを整備し、それぞれに存在していた児童・生徒の学びに関する情報を情報セキュリティを担保した上でクラウド上に集約していく。それらの情報を一元管理し、個々の児童・生徒の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、更なるデータ活用を通して教員の事務負担軽減、働き方改革等の取組みを推進していく。

取組み内容

- 校務系・学習系ネットワークの整備により教員リモートワーク環境を推進する(同時接続数の増)。
- 令和9年度中までに新たな認証基盤を構築し、令和10年度より校務系、学習系ネットワークの1本化及び、校務系・学習系PCの統合について運用を開始する。また、近年クラウドサービス化している校務に関わるサービスに対応するため、現在閉域にある統合型校務支援システムを令和10年度よりクラウドサービスへ移行する。
- 生成AI活用による教員の事務負担軽減に向け、令和8年度から学習系ネットワークで「ICTインフルエンサー」(ICTを活用した授業改善や校務改善に向け、教育委員会から委嘱された教員)による効果検証を行う。令和10年度からは校務系・学習系を一本化したネットワークにおいて、よりスムーズな運用を実現する。

取組みの年次別計画

R6

R7

R8

R9

R10

校務系・学習系ネットワークの統合

計画

統合環境の整備、一部運用

統合環境の試験運用

新たな ICT動向を踏まえた統合環境の評価

評価結果に基づく取組み

実績

統合環境の整備、一部運用

統合環境の試験運用

次期環境の整備

計画

次期環境整備に向けた仕様検討

次期環境の要件定義

次期環境の構築

次期環境の運用開始

実績

次期環境整備に向けた仕様検討

生成AIの導入

計画

ICTインフルエンサーによる効果検証

効果検証に基づき必要量導入

次期環境における活用検討

実績

目指すべき効果・成果

学習系・校務系のネットワーク環境の整備により、端末やネットワーク回線に依存することない次期環境整備に向けた取組みを進めることで、教員の事務処理が効率化される。また、学習系・校務系で分かれている2台のPCを1台に統合するとともに、クラウドサービス間のデータ連携やリモートワーク環境の拡充が可能となり、事務作業の効率化や多様な働き方の実現に寄与する。生成AIの活用により教員の事務を効率化し、業務負担の軽減を図る。

主な修正点

令和10年度より校務系、学習系ネットワークを1本化した運用を開始する旨とその効果を明記し、年次別計画に次期環境整備に関する計画を追加した。また、令和8年度より実施する生成AIによる教員の事務負担軽減について、追加した。

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-3

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号	4-3	就学事務の効率化			所管部	学校教育部、教育総合センター		
目標	児童・生徒情報の学校へのデータ提供などの事務を効率化することにより、学校側での児童・生徒情報の把握を迅速化し、教職員の事務軽減を図る。							
取組み内容	現在、就学システム内の情報を学校へ情報提供する際は、手作業で実施しており、マクロやアクセス等を活用した効率化を検討する。また、指定校変更の審査の一部にAIを活用し、審査を迅速に進めることで、学校への情報提供を早めることができるよう検討を進める。							
取組みの年次別計画		R6	R7		R8	R9	R10	
マクロ等による効率化		計画	調整	具体策の検討		実施	実施	実施
		実績	調整	新入学者情報をマクロで処理し、各学校へ情報提供				
目指すべき効果・成果	学校での児童・生徒名簿の管理等、就学事務にかかる教職員の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の拡充に繋げる。							
主な修正点	目標を見直し、取組み内容等を一部修正した。							

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-4

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号	4-4	連合行事、移動教室その他の校外学習の見直し			所管部	学校教育部、教育総合センター	
目標	連合行事、移動教室その他の校外学習について、行事等の意義や目的を考慮した上で見直すとともに、教員の負担軽減の観点から、実施手法の見直しや事務的負担の軽減を図る。						
取組み内容	① 連合行事等の実施方法を見直し、外部委託等により即座に対応できるものについて実施し、教員の負担軽減を図る。 大幅な変更・見直しの検討を行うものについては、校長会で組織する連合行事審議委員会等に審議を依頼する。				② 河口湖林間学園については、令和14年に耐用年数である築65年を迎える。今後の施設のあり方を検討するにあたり、移動教室の意義や目的を踏まえて生徒の体験活動等の充実を図るとともに、その目的や内容に応じた施設利用や実施形態等のあり方を決定する。		
取組みの年次別計画		R6	R7		R8	R9	R10
①連合行事等の実施方法の見直し	計画	検討	検討・実施		検討・実施	検討・実施	検討・実施
	実績	検討	・ 小学校図画工作作品展等の受付及び撤去作業の外部委託 ・ 中学校陸上競技大会の運営に係る業務の一部外部委託 ・ 川場移動教室補助員への謝礼支払に伴う一部提出書類の電子化				
②河口湖移動教室及び林間学園施設の今後のあり方検討	計画	検討	検討		移動教室のあり方検討及びそれを踏まえた施設のあり方検討	検討を踏まえた対応	検討を踏まえた対応
	実績	検討	検討				
目指すべき効果・成果	連合行事等に要する教員の負担軽減を図る。河口湖移動教室については、今後の施設のあり方の検討とあわせて、意義や目的を踏まえて生徒の体験活動等の更なる充実を図る。						
主な修正点	河口湖移動教室及び林間学園施設の今後のあり方検討について、追加した。						

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-5

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号	4-5	学校へ送付される周知文書等についての見直し		所管部	学校教育部、教育政策・生涯学習部、教育総合センター	
目標	学校へ児童・生徒や保護者への周知を目的として送付されてくる配布依頼物(紙の周知文書・チラシ等)について、区ホームページへの掲載等により文書量を半減させ、学校における仕分け・配布作業の負担を軽減する。					
取組み内容	区で作成する学校あて配布依頼物のうち、イベントのチラシや周知啓発文書等については検討の上で電子化することを原則とし、区ホームページ内に電子化した文書をアップロードし、あわせて情報配信サービスで保護者あてに定期的に周知する仕組みを構築する。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
①周知文書等の電子化の検討	計画	検討・文書量調査	電子化の推進	電子化の推進	電子化の推進	電子化の推進
	実績	検討・文書量調査	電子化の推進			
②区ホームページ改修	計画	検討	改修・運用	運用	運用	運用
	実績	検討	改修・「せたがや スクールボード」 運用開始			
目指すべき 効果・成果	現在の紙の配布依頼物の量を令和9年度末までに50%以上削減する(令和6年度調査時点との比較)ことにより、学校における配布に伴う事務負担を軽減する。あわせて、ホームページや周知の仕方を工夫することにより、情報を必要とする保護者や児童・生徒が簡単に情報にアクセスできるようにする。					
主な修正点	なし					

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-8

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号	4-8	幼稚園の副園長等の事務負担軽減		所管部	教育総合センター		
目標	幼稚園・認定こども園事務補助(会計年度任用職員)の職務内容を明確化・標準化することにより、幼稚園教育職員が担っていた事務作業を依頼しやすくし、事務負担軽減につなげる。						
取組み内容	① 各幼稚園に配属されている幼稚園・認定こども園事務補助員の事務作業を洗い出し、標準化する。 ② 事務作業マニュアルを作成・周知する。 ③ 会計年度任用職員の定員数管理・調整						
取組みの年次別計画			R6	R7	R8	R9	R10
①事務工程・内容の全体像の洗い出し・検討	計画	検討	実施				
	実績	検討	実施				
②事務マニュアルの作成・周知	計画	検討	実施				
	実績	検討	実施				
③会計年度任用職員の定員数管理・調整	計画	検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	
	実績	検討	実施				
目指すべき効果・成果	各幼稚園において事務作業が標準化されることで、園長・副園長の指示が簡易になる。 職員が対応していた事務を幼稚園・認定こども園事務補助員に移管することで、事務の負担軽減につながる。						
主な修正点	年次別計画を取組み状況にあわせて修正した。						

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-9

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号	4-9	<6-1へ移行> 副校長の事務負担軽減			所管部	学校教育部
目標	昇任2年目までの副校長在籍校に「副校長補佐」を配置し、服務管理や調査対応等の副校長の業務の一部を支援することにより、副校長が本来業務に集中できるようにする。					
取組み内容	副校長職昇任2年目までの副校長が在籍する小・中学校に「副校長補佐」を配置し、国や都からの調査への回答作成や広報業務、教職員の勤怠管理等の事務を補助する。事務処理能力・調整能力が必要とされる職であるため、庁内連携を密に図り、人材確保に努める。 なお、項目番号6-1「学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編」の取組みにおいて、令和8年度より新設する職「副校長補佐(学校地域協働推進員)」に業務を統合する【項目番号6-1参照】。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
副校長補佐の拡充		計画	配置 (4名)	拡充 (15名程度)	「副校長補佐(学校地域協働推進員)」 に統合	
		実績	配置 (4名)	拡充 (15名)		
目指すべき効果・成果	・副校長の授業観察等の時間が確保されることにより、教員への助言・指導や児童・生徒への支援が充実する。 ・副校長の事務負担が軽減し、時間外在校等時間が減少する。					
主な修正点	令和8年度より新設する職「副校長補佐(学校地域協働推進員)」に業務を統合することとした。					

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-10

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号	4-10	指導補助員等配置の拡充	所管部	学校教育部		
目標	一部の指導補助員の配置について、小学校に加えて中学校にも配置することで、教員の負担軽減を図る。					
取組み内容	小学校だけではなく中学校にも、所要の水泳指導補助員および理科支援員を配置する。水泳指導補助員については、令和8年度より地域運営学校の「活動グループ」へ移管する【項目番号6-1参照】。					
	- 水泳指導補助員は、水泳指導の補助、準備、後片付け、プールの安全管理等の業務を担う。中学校での水泳指導に際しても、生徒の発達段階や泳力、人数等に応じた監視体制を強化し、緊急対応も含め、あらかじめ定めた役割分担により、計画的かつ安全に指導を行うことができる人員体制を整える。 - 理科支援員は、理科担当教員の指導計画に基づき、観察・実験等の実施の支援、準備・後片付け及び教材開発の支援等の業務を担う。中学校の理科における野外観察、取扱いに注意が必要な機器や薬品を用いた実験に際しても、専門の知識を持った支援員を配置することで、より効果的かつ安全性の高い実験・観察ができる人員体制を整える。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
理科支援員の配置	計画	小学校に配置	小・中学校に配置	小・中学校に配置	小・中学校に配置	小・中学校に配置
	実績	小学校(30校)に配置	小学校32校・中学校4校に配置			
水泳指導補助員の配置	計画	小学校に配置	小・中学校に配置	活動グループへ移管し廃止		
	実績	小学校(43校)に配置	小学校42校・中学校1校に配置			
目指すべき効果・成果	授業前の準備や後片付けなどを指導補助員が担うことにより、教員の負担軽減につながる。また、専門の知識を持った指導補助員が授業に入ることにより、より安全対策を強化することができる。					
主な修正点	小・中学校に配置する水泳指導補助員については、令和8年度より地域運営学校の活動グループへ移管するため、年次計画について理科支援員と水泳指導補助員に分けて記載した。					

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-11

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号	4-11	教員のICT活用支援		所管部	教育総合センター	
目標	区立小・中学校におけるICTを活用した授業や児童・生徒の学習の方法の提案及び教員の授業づくりの支援、教員のICTスキルを向上させるための研修や研究の実施の支援等により、ICTを活用した教育の推進を図るとともに、授業準備及びメンテナンスを通じた教員の負担軽減を図る。					
取組み内容	各校におけるICT活用支援員の配置を拡充し、ICTを活用した教育の推進及び、授業準備及びメンテナンスを通じた教員の負担軽減を図る。 ICT活用支援員に関する満足度調査を成果指標とし、調査結果をもって、次年度の配置日数を検討する。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
ICT活用支援員の配置 (区立小・中学校、全校)	計画	配置	拡充	拡充	拡充	拡充
	実績	配置 年間5,850日	配置 年6,598日			
目指すべき効果・成果	・ICTを活用した授業・学習・校務における教員の負荷軽減 ・教員のICTスキル向上					
主な修正点	ICT活用支援員の配置日数を令和8年度以降も拡充する計画とした。					

6 基本的な考え方に基づく取組み

4-12

基本的な考え方④

教員の事務負担軽減

項目番号	4-12	水泳指導のあり方の見直し	所管部	学校教育部、教育政策・生涯学習部		
目標	想定を超えた酷暑により、民間の屋内プールの活用や夏季休業中の水泳教室ができないことを前提とした検討を進め、今後の水泳指導のあり方を見直すことにより、水泳の学習機会を確保する。					
取組み内容	- 今後、想定される水泳学習の実施形態(屋内プール(公・民)の活用、インストラクターの活用)において、学習機会の確保、教員の負担軽減、経費等の観点から調査・研究し、今後のプールの設置及び水泳学習のあり方について方針を策定する。 - 調査・研究にあたっては、水泳学習は、屋内(公・民)プールで実施することを基本とし、移動時間等の課題により、不可能な場合のみ、暑熱対策等の対応を施した屋外プールを活用する。屋外プールでの実施状況等を把握し、必要な支援を明らかにする。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
水泳授業の実施形態別の調査・研究	計画		検討	実施・検証		
	実績		検討			
水泳指導の見直し	計画			方針決定	実施	実施
	実績					
目指すべき効果・成果	屋内プールの活用により、天候や酷暑の影響を受けることなく、自校プールでの水泳学習と同等の学習の機会を確保することができる。					
主な修正点	(令和8年3月改定版より新規追加)					

6 基本的な考え方に基づく取組み

5-4

基本的な考え方⑤

学校施設の管理や活用の見直し

項目番号	5-1	学校施設の管理手法の見直し			所管部	学校教育部、教育政策・生涯学習部	
目標	地域の資産でもある学校の有効活用策として、今後の改築等の機会を捉え地域利用の拡充や、学校活動外における利用方法、管理手法の見直しを図る。						
取組み内容	世田谷区公共施設等総合管理計画に基づき、区民利用の更なる拡充を検討する。拡充にあたっては、庁内横断的な検討により防犯面や利用ルール等を整備し、地域の人材による管理手法の検討も含めた学校の負担軽減を図る。						
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10	
学校施設の地域利用や学校活動外における管理方法の検討	計画			現状の分析と仕組みの検討	新たな管理手法の検討	新たな管理手法の試行	
	実績						
目指すべき効果・成果	学校施設の地域利用の促進と拡充を図りながら、学校管理にかかる教員や副校長等の負担軽減を目指す。学校活動外の利用について、地域による管理等、新たな管理手法を確立する。						
主な修正点	「放課後等の学校図書館の開放」より取組み項目名を変更し、学校施設開放の取組みをより広い内容に見直した。						

6 基本的な考え方に基づく取組み

5-2

基本的な考え方⑤

学校施設の管理や活用の見直し

項目番号	5-2	小学校の朝開門		所管部	学校教育部		
目標	登校時間前に登校する小学校の全児童を受け入れる体制を整え、保護者の多様な働き方に対応するとともに、受け入れる教員等の負担軽減を図る。						
取組み内容	- 校舎の入口が開くまでの時間帯は児童を敷地内で待機させるといった、各校のこれまでの対応を受け継ぐことを基本とした上で、教員に代わって児童を見守るスタッフを配置する。 7:45を開門時間とし、校庭の一部や昇降口等において、各校のルールに準じて、児童の見守りを行う。 - 雨天時は、各校と雨の影響を受けない場所を調整し、実施する。 - 学校休業日については、新BOP学童クラブ登録児童を対象に実施する。 - モデル校での実施状況を検証し、順次実施校の拡充を図る。 - 学校からの連絡や、従事者への伝達、業務管理を行うコーディネーターを配置し、細やかな連携を図ることができる体制を作る。						
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10	
小学校の朝開門		計画	検討	モデル校2校での実施、検証	検証に基づき拡充（計18校）	拡充	全校での実施
		実績	検討	モデル校2校での実施、検証			
目指すべき効果・成果	教員等の負担軽減のため、外部委託による見守り体制を整え、保護者が希望する場合、誰でも登校時間前の受け入れを可能とし、多様な保護者の働き方に対応できる体制を構築する。 教員が見守りを行わないことにより、出勤時間の改善や業務負担の軽減、授業準備の充実等に資する体制とする。						
主な修正点	実施・検証を踏まえ、学校からの連絡や、従事者への伝達、業務管理を行うコーディネーターを配置し、細やかな連携を図ることができる体制を作ることとした。						

6 基本的な考え方に基づく取組み

5-3

基本的な考え方⑤

学校施設の管理や活用の見直し

項目番号	5-3	子ども見守りアプリの環境整備	所管部	学校教育部、教育政策・生涯学習部			
目標	朝の小学校の開門時間の繰り上げの実施も視野に入れ、登下校の安全確保を図るため、まずは保護者が児童の登下校時刻を把握できるよう、各学校に子ども見守りアプリ等のIC読み取り機器を教育委員会として整備し、利用を希望する保護者については、利用料は保護者の自己負担を原則として、サービスが利用できるようにしていく。						
取組み内容	全小学校で、子ども見守りアプリに加入したい保護者が、PTAの導入如何に影響を受けず、加入できるよう、区が適正な事業者を選定し、未設置の小学校にIC読み取り機器の設置を事業者の負担により行う。						
取組みの年次別計画			R6	R7	R8	R9	R10
IC読み取り機器の設置		計画	検討	検討	検討	検討	実施
		実績	検討	検討			
目指すべき効果・成果	希望する保護者が子ども見守りアプリに加入し、サービスを利用できるようにすることで、安心して児童の登下校の状況を把握することができるようになる。						
主な修正点	なし						

6 基本的な考え方に基づく取組み

6-2

基本的な考え方⑥

学校と地域との協働と強固な協力体制の構築

項目番号	6-2	まちの学びの拠点に向けた取組み		所管部	教育総合センター		
目標	子ども一人ひとりのための多様な学びを推進するとともに、学びを支える各主体との連携を更に強め、子どもの可能性を伸ばす学校外の教育環境の整備が課題となっている。 「子どもが生き抜く勇気と自信をつけられるまち」となるよう、まち全体を学びの場ととらえ、各小中学校や学び舎と地域リソースとの連携を推進し、子どもたちの多様な学びを支援する、様々な主体による環境づくりを進める。						
取組み内容	世田谷区の「まち」全体を学びの場として捉え、高校・大学・企業等の「地域リソース」と学校をつなぐため、地域リソースを把握し、子どもたちの多様な学びを支援する取組みを推進する。 教育総合センターを拠点とした連携のあり方を踏まえ、高校・大学・企業等の地域リソースを活用し、学校の実情に応じたマッチングを関連部署と連携して支援する。						
取組みの年次別計画		R6		R7	R8	R9	R10
まちの学びの拠点に向けた取組み		計画	地域リソース調査、連携構築の取組み検討・実施	地域リソース調査、連携構築の取組み検討・実施	地域リソースの開拓・更新 連携構築の取組み検討・実施	地域リソースの開拓・更新 連携構築の取組み検討・実施	地域リソースの開拓・更新 連携構築の取組み検討・実施
		実績	地域リソースの開拓・更新 プラットフォーム試行	地域リソースの開拓・更新 プラットフォーム試行 プラットフォーム構築に向けた検討			
目指すべき効果・成果	①区立小・中学校と高校・大学・企業等と連携した事業の実施による多様な学びの推進 ②教育総合センターを拠点とした連携事業の推進の強化						
主な修正点	なし						

6 基本的な考え方に基づく取組み

7-1

基本的な考え方⑦

学校と教育委員会等との連携の強化

項目番号	7-1	教職員のメンタルヘルス対策の充実			所管部	学校教育部、教育総合センター	
目標	教職員が心身ともに健康で教育に携わることができるように、学校におけるメンタルヘルス対策の充実を図る。						
取組み内容	① メンタルヘルス対策に係る情報の定期的な発信を行うとともに、相談先の案内や対応できる相談内容等について適宜情報提供を行い、休職等に追い込まれる前に、適切な相談機関に気軽に相談をするよう促す。		② 新任教員に対するメンタルヘルスセミナー（ストレスとの付き合い方、日々の生活の中でできる簡単な対処法等の講義、グループワーク）等を実施する。新規の管理職等に対し、組織内のメンタルヘルス対策に関する講義形式での研修を実施する。		③ メンタルヘルスに関する相談について、問題を抱えている教職員だけでなく、組織側として対応に当たる管理職に対しても対象を広げ、相談体制を強化していく。		
取組みの年次別計画		R6		R7	R8	R9	R10
①メンタルヘルス対策に係る情報発信、啓発	計画	実施・検証		実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
	実績	・メンタルヘルスカード作成 ・年度当初案内の実施		・年度当初案内の実施 ・幼・小・中連絡会、小学校校長会、中学校校長会での管理職相談の情報提供			
②雇入時職員のメンタルヘルスセミナー、管理職研修等の実施	計画	実施・検証		実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
	実績	心理士によるメンタルヘルス講習実施(参加者177名)		心理士によるメンタルヘルス講習実施(参加者179名)			
③メンタルヘルスに係る相談の充実	計画	実施・検証		実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
	実績	実施なし		管理職面接相談の実施(2件)			
目指すべき効果・成果	新任時より、メンタルヘルスに係る情報提供や、セミナー・研修等の実施、相談の充実を図ることで、教職員の心身ともに健康な状態を保つ。						
主な修正点	なし						

6 基本的な考え方に基づく取組み

7-2

基本的な考え方⑦

学校と教育委員会等との連携の強化

項目番号	7-2	学校保健業務サポートの拡充	所管部	教育政策・生涯学習部		
目標	学校保健業務サポートの人数を増やし、学校保健にかかる各種健康診断結果の入力、健康診断の準備等の事務を担うことで、養護教諭が子どもと関わる時間を拡充し事務負担軽減を図る。					
取組み内容	小学校・中学校の全養護教諭に対し、現行の保健業務サポートの勤務実態や1年の中で繁忙期における養護教諭の負担感や残業時間、児童・生徒への対応時間の増減や勤務内容等を聞き取り調査し、養護教諭とともにより効果的な学校保健サポートの配置人数や運用方法等の改善案の検討を行う。					
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
学校保健業務サポートの配置枠の拡充 ※1枠＝3時間	計画	調査	実施	検証	検証に基づく取組み	検証に基づく取組み
	実績	調査実施・学校保健業務サポートの配置(3,954枠)	学校保健業務サポート拡充(4,730枠)			
目指すべき効果・成果	学校保健業務サポートの人数を増やし、学校保健にかかる事務を担うことで、養護教諭が子どもと関わる時間を拡充し、事務負担軽減を図る。					
主な修正点	なし					

6 基本的な考え方に基づく取組み

7-3

基本的な考え方⑦

学校と教育委員会等との連携の強化

項目番号	7-3 適正な事務執行の支援			所管部 学校教育部、教育政策・生涯学習部、教育総合センター		
目標	学校事務や就学手続き等に関して不適正な処理・手続きによる事後対応が発生しないよう、日頃からの事務執行を支援・適正化することにより、教職員の対応時間を削減する。					
取組み内容	・学校における予算執行計画・契約・支出等の事務処理について、学校における適正管理を改めて徹底するとともに、教育委員会においても適宜状況を把握し、学校での不適切な処理が生じないよう、現在の仕組みの再点検・改善を実施し、学校経理事務の事故を未然に防止する。特に、会計年度任用職員等の学校に関わるスタッフの増により複雑化・煩雑化している勤怠管理や報酬・謝礼の支払い等の事務に関して、項目番号2-3「会計年度任用職員・有償ボランティアの運用等に関する見直し」と連動して取組み、簡素化・効率化を図ることにより、事務ミスを防ぐ。			・不適正な手続きによる就学が発覚した場合には、解決に向けて教育委員会が学校とともに対応策を検討・実施する。 ・教育委員会内部事務(人事・給与・福利等)業務の民間委託化(教育事務センターの開設)を進めるとともに、学校の内部事務の手法も見直し、効率化を図ることにより学校事務職員の負担を軽減し、現在、教員が行っている事務の一部を学校事務職員に分担することで、教員の事務負担軽減に繋げる。		
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
防止策(現在の仕組みの再点検・改善)・対応策の実施・充実	計画	検討・実施	実施	実施	実施	実施
	実績	検討	検討・実施			
(項目番号2-3の再掲)任用等に関する書類の様式・事務手続きの見直し	計画	検討	検討・実施	検証	検証に基づく取組み	検証に基づく取組み
	実績	検討	検討・実施			
教育事務センターの開設	計画		検討	教育委員会業務量調査委託等実施	センター開設準備業務委託及び運営業務委託(一部)開始	センター運営業務委託及び学校業務量調査委託実施
	実績		検討			
目指すべき効果・成果	本取組みにより教職員の対応にあたる時間が削減されることで、子どもと向き合う時間や授業準備のための時間を確保することができる。					
主な修正点	教育事務センターの開設について追記した。					

7 プランの目標

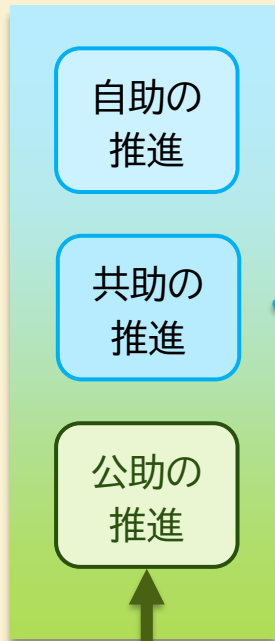
7 プランの目標

(1) 目指す姿

- ▶ 7つの基本的な考え方を基に、緊急対策プランを始めとした様々な取組みを着実に実施することで、「業務負担の増加サイクル」を打開し、下図に示すような「**業務負担軽減のサイクル**」の実現を目指す。

業務負担軽減のサイクル

学校の変化



教育委員会の変化

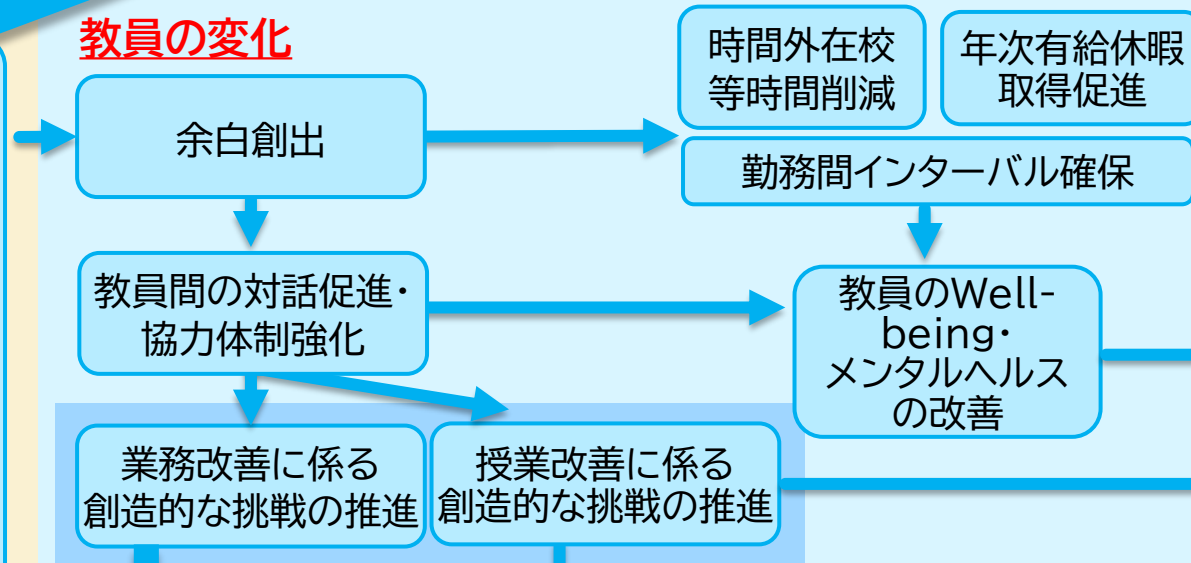
- ・ 伴走支援の実施
- ・ 新人育成及び緊急対応の強化
- ・ 学校問題への対応力の向上など

改善

更なる支援

業務負担の軽減

教員の変化



更なる業務負担の軽減へ

学びの質の向上

学びの変化→子どもたちの変化

『幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育』※の実現

※「教育振興基本計画」の教育目標より

更なる業務負担の軽減へ

教員採用を取り巻く状況

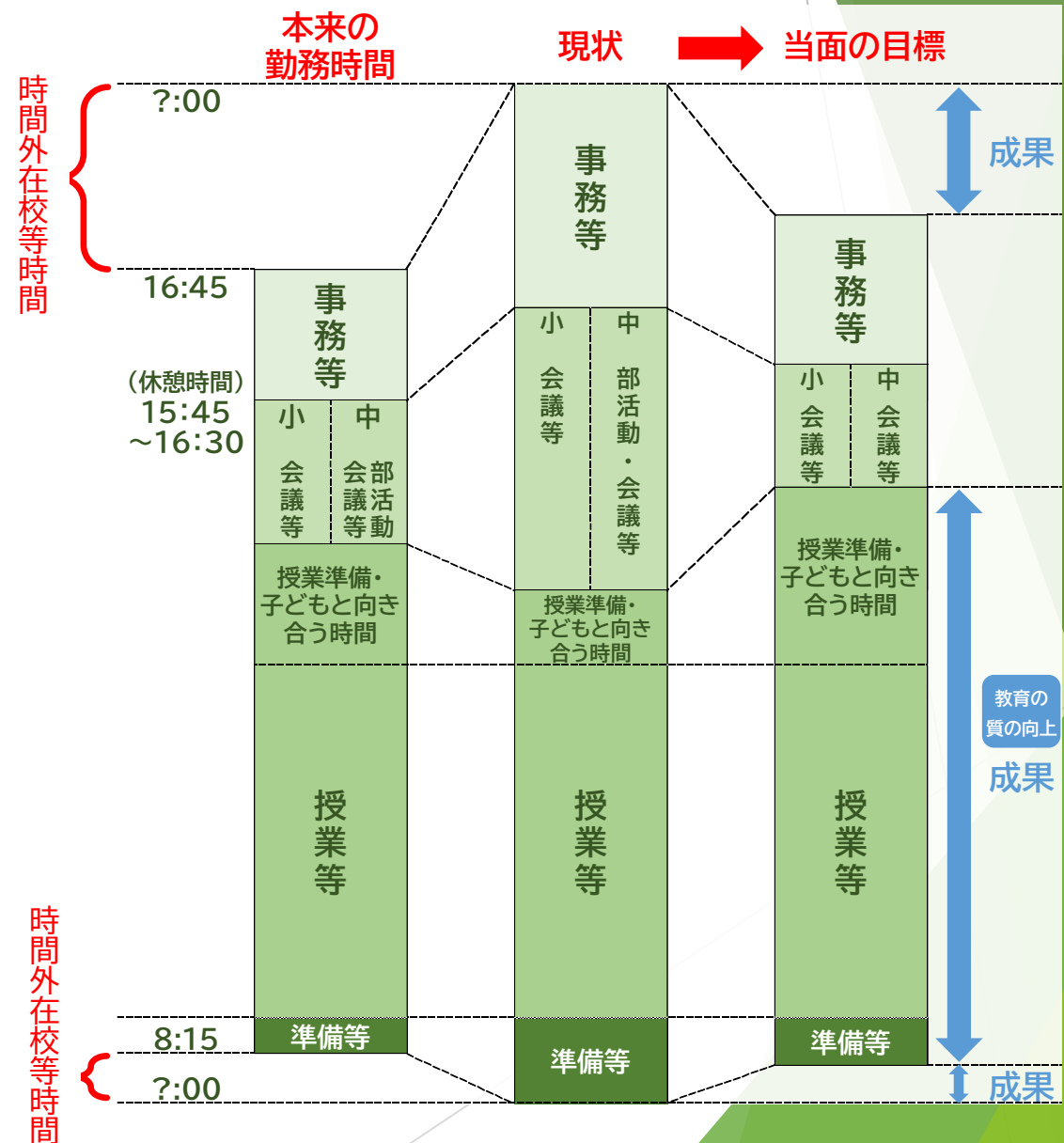
- 教員採用候補者選考受験者数の増加
- 採用倍率増加
- 教員の離職減少

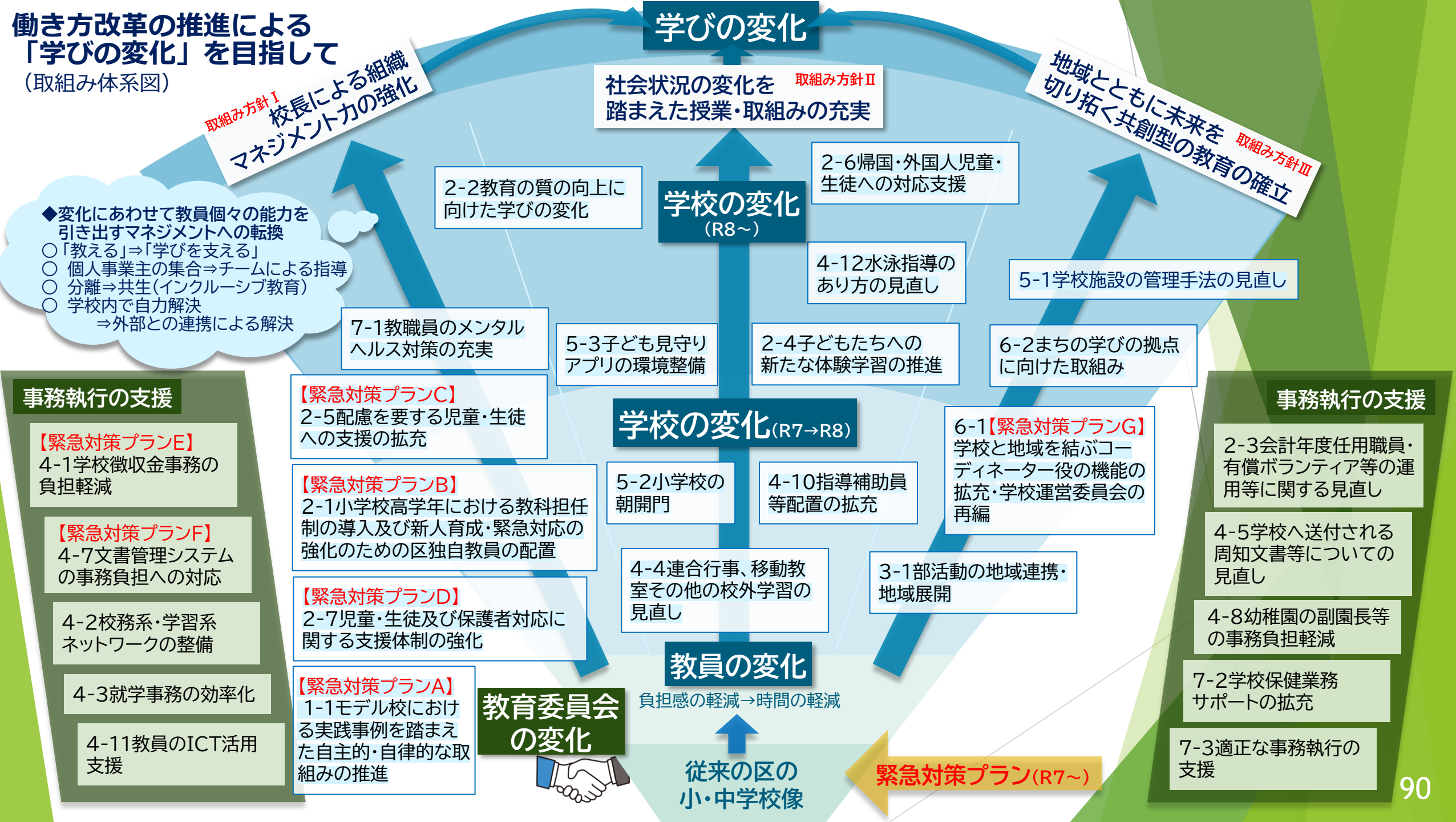
「働き甲斐」があり「変えていける」職場風土の醸成

7 プランの目標

(1) 目指す姿

- ▶ 取組みを着実に実行することで、各時間帯の働き方改革を推進し、右図のように、現状の「時間外在校等時間」を減少させるとともに、授業準備や子どもと向き合うための時間をしっかりと確保していく。
- ▶ 教員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童・生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けて、授業の質を向上させ、よりよい教育を行う。
- ▶ その上で、次頁の図に示すように「教員の変化」から「学校の変化」に繋げ、更に「学びの変化」を目指していく。





7 プランの目標

(2) 目標の設定と経年比較の実施

計画期間において達成を目指す目標について、国の目標も踏まえ、次の通り「時間外在校等時間に関する目標」及び「ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」とする。

① 時間外在校等時間に関する目標【改定】

- 各教員の時間外在校等時間について、「1箇月の時間外在校等時間が80時間を超える教員」への対応は優先的に取り組むものとし、その割合を計画期間内に0%とすることを目指すとともに、1箇月あたりの時間外在校等時間の上限時間数の基準を45時間と設定し、「年平均の時間外在校等時間が45時間を下回る教員の割合」を目標値として計画期間内の年度ごとに以下の表のとおり定め、経年比較を実施する。

年度	現状 (令和6年度時点)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	1箇月の 時間外在 校等時間 (年平均)	小学校 64.2% 中学校 55.0%	<u>45時間以下が 70%</u>	<u>45時間以下が 80%</u>	<u>45時間以下が 90%</u>	<u>45時間以下が 100%</u>	
計画 期間	緊急対策プラン 働き方改革推進プラン 集中取組期間 検証期間 アンケート アンケート						
(参考) 国の目標	令和11年度までに教員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度※に削減する						

※ 1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減するとの目標は、文部科学省が令和4年度に実施した調査の結果を基に、1箇月時間外在校等時間が45時間となる水準を超えていた者が全て45時間相当になったときを想定して試算した場合、教育職員一人当たりの1箇月時間外在校等時間の平均が30時間程度となることを踏まえたものである。

出所) 令和7年9月26日付「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)」

7 プランの目標

(2) 目標数値の設定と経年比較の実施

②ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【新規】

・ワーク・ライフ・バランスに関する目標

- ▶ 全教員の「年次有給休暇取得日数」の平均値に設定し、以下の表のとおり「目標値」として計画期間内の年度ごとに目標を定め、経年比較を実施する。

年度	現状	令和8年度	令和9年度	令和10年度
目標値	小学校 16.7日 中学校 14.5日	<u>18日</u>	<u>19日</u>	<u>20日</u>

・働きがいに関する目標

- ▶ 次頁（3）記載の全教員アンケートにおいて、「働き方改革の取組みの効果により、教員の仕事に『働きがい』や『やりがい』を感じるか」という設問を設定し、「肯定的な回答をした教員の割合」を以下の表のとおり「目標値」として計画期間内の年度ごとに目標を定め、経年比較を実施する。

年度	現状	令和8年度	令和9年度	令和10年度
目標値		<u>60%</u>	(全教員アンケートの 実施予定なし)	<u>80%</u>

7 プランの目標

(3) 全教員アンケートの再実施・取組みの評価

- ▶ 令和5年度に行った**全教員アンケート**については、計画期間の中間時点である令和8年度、及び最終年度（検証期間）である令和10年度に再度実施することとし、各調査項目（「日頃感じる「多忙感」や「負担感」について」など）について、どの程度改善が図られたのかを確認・分析を行う。
- ▶ 更に、前述の「ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」の他、負担感の軽減や教育の質の向上に関する効果を確認するための設問等も設定し、更なる改善の取組みに繋げていく。

(4) 取組みの広報と連携・協働の推進

- ▶ 前述の(2)(3)の取組みについては、誰もが教育現場が変わっていくことを把握できるよう、その結果を区ホームページにて公表して「見える化」を図るとともに、区の広報紙やイベントにおける情報発信等を通じ、定期的に取り組み状況を周知していく。
- ▶ また、総合教育会議においても定期的に取り組み状況を報告し、関係部局及び関係機関による取組みへの積極的な参画の促進を図るとともに、地域住民・保護者なども含めた関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、取組みの実施・検証及び改善を重ねていく。

(参考) 国としての方針

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申） （中教審第251号）」

- ▶ 令和6年8月27日の中央審議会答申において、時間外在校等時間に関して以下の方針が打ち出されている。

なお、在校等時間の目標の目安としては、**まずは時間外在校等時間が月 80 時間 超の教師をゼロにするという****ことを最優先で目指すべきである。**その上で、上限 指針では原則として時間外在校等時間の上限が月 45 時間以内となっていることを 踏まえ、**全ての教師が月 45 時間以内となることを目標として、**本答申に記載の取 組等を一体的に進める必要がある。**将来的には、教師の平均の時間外在校等時間 を月 20 時間程度に縮減することを目指し、**それ以降も不断の見直しを継続すべきである。

出所)令和6年8月27日中央教育審議会

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（中教審第251号）」

https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_zaimu-000037727_01.pdf

「時間外在校等時間の削減に関する措置（給特法等一部改正法附則第3条関係）」

- ▶ 令和7年6月18日付の文科省の通知により、時間外在校等時間に関して改めて以下の方針が打ち出された。

政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、「一箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減することを目標とし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること
- ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
- ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること
- ④ 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
- ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
- ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

出所)令和7年6月18日付「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（7文科初第793号）

https://www.mext.go.jp/content/20250618-mxt_syoto01-000042920_8.pdf

(参考) 東京都としての方針

東京都「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」

- ▶ 東京都では、学校における働き方改革のR8年度に向けたKPIを以下の通り定めている。

	成果指標	現状	目標 (令和8年度)
①時間外在校等時間	i <u>時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教員</u> （副校長含む）の割合（※1）	小：38.2% 中：49.9% ^(※2) 高：35.6% 特：25.5%	0% (※3)
②業務への負担・支援	ii 教職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値	105	100以下
	iii 教職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値	100	100以下
③ライフ・ワーク・バランス	iv 仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度（満足している教員の割合）	(33.2%) 参考値 (※4)	80%以上
	v 教員（管理職等含む）の1年当たり年次有給休暇取得日数	16.4日 (※5)	20日
	vi 男性教員（管理職等含む）の育児休業取得率（※1）	45.5% (※5)	50%以上 (※6)
④仕事に対するやりがい	vii 授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合	(12.3%) 参考値 (※4)	80%以上
	viii 児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合	(18.6%) 参考値 (※4)	80%以上
	ix 教員としての仕事そのものについての満足度（満足している教員の割合）	(58.4%) 参考値 (※4)	80%以上

※1 区市町村立学校の教員を含む。 ※2 令和5年10月における時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教諭等の割合 ※3 令和9年度までの目標

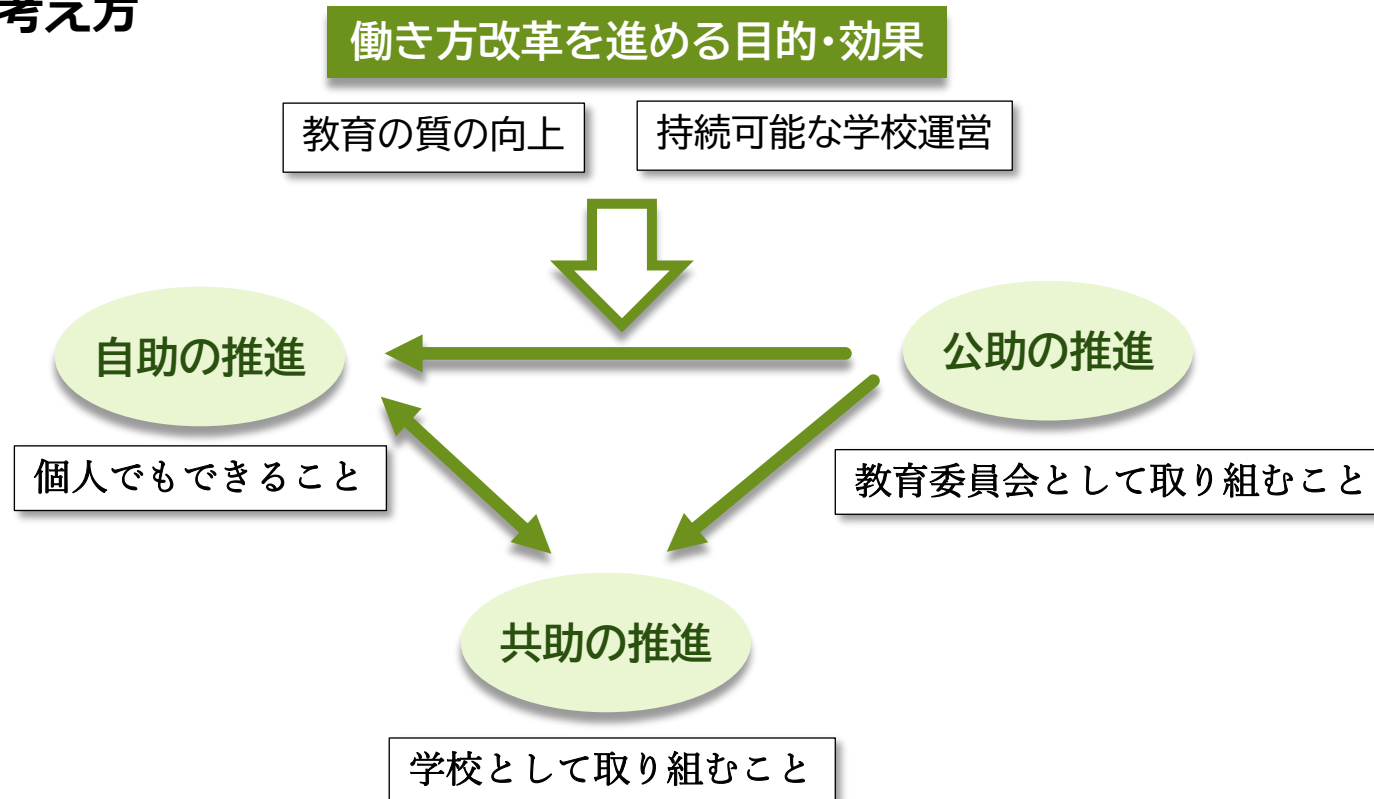
出所)東京都「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/staff_workstyle_reform_school/files/about/240307_ji-pro_zentai.pdf

8 プランの推進体制

8 プランの推進体制

(1) 推進の考え方



- ▶ 働き方改革の推進により、教育の質を高め、持続可能な学校運営につなげるため、「個人でもできること」「学校として取り組むこと」「教育委員会として取り組むこと」をそれぞれ実施していく「自助・共助・公助」に基づき、取り組んでいく。
- ▶ 自助・共助においては、各学校の経営を尊重し、取組みを進め、公助においてはその取組みの個票を作成して計画的に進め、これらの取組みを合わせ、教育の質を高める働き方改革を進めていく。

8 プランの推進体制

- ▶ 本プランの取組みを着実に推進するため、働き方改革推進のプロジェクトチームを中心に、教育委員会全体で取り組んでいく。
- ▶ 各取組みについては、今回作成する取組み個票に記載の年次計画に基づいて着実に進捗しているか、上記プロジェクトチームを中心に確認を行い、必要に応じて調整・改善を行っていく。
- ▶ また、教育目標等の実現に向けた諸課題の検討に向けて設置した「世田谷区教育課程検討委員会」とも連携し、学校運営体制の強化や教育課程編成に関する見直しなど、働き方改革と共通する取組みについて、合わせて推進していく。
- ▶ 各校における取組みについて、働き方改革に関する研修や報告会を通じてその取組み状況の把握および改善を行うとともに、学校同士の情報交換ができるよう工夫していく。

■働き方改革に関する研修・報告会

構成員：各小・中学校

教育委員会事務局関係課

→各校における取組みの共有・改善

■働き方改革推進プロジェクトチーム

事務局：学校職員課

構成員：教育委員会事務局各部等

→本プラン記載の取組みの推進状況の
確認・調整・改善

■教育課程検討委員会

事務局：教育指導課

構成員：教育委員会事務局各部、
校（園）長会代表

→教育課程編成に関連する働き方改革の
取組みの状況確認・調整・改善